



パークプランすいた

公園施設再整備計画

2023

2032

吹田市

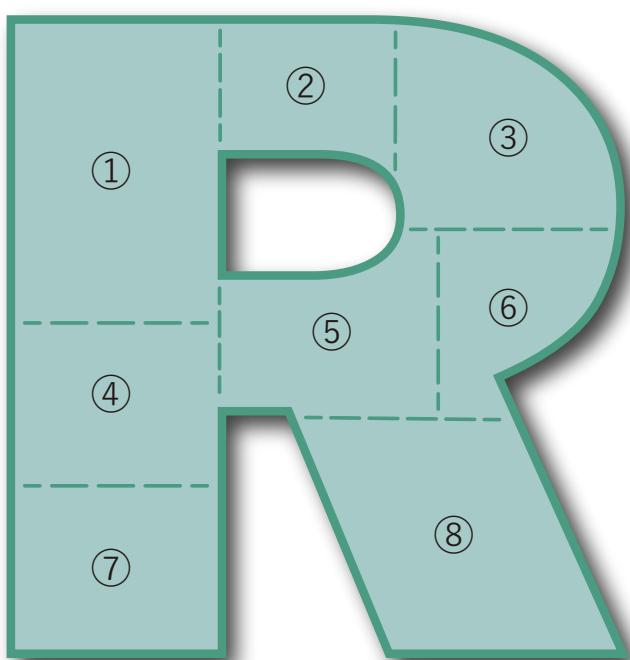


サブタイトル【Re(リ) パークプラン すいた】に込めた想い

本計画は「公園施設再整備計画」ですが、より親しみやすく呼びやすい名称として、
【Re パークプラン すいた】と命名しました。『Re』には「Renewal(新しくする)」「Refresh(回復する)」「Reform(改善する)」「Renovation(修復する)」など、「再整備」を表す意味を込めました。



表紙に掲載の写真



- ① [佐竹公園] 園路
- ② [上新田公園] 休憩所
- ③ [江坂公園] 大型複合遊具
- ④ [健都レールサイド公園] 健康遊具
- ⑤ [江坂公園] 鳥瞰図
- ⑥ [千里南公園] bird tree
- ⑦ [片山公園] 大型複合遊具
- ⑧ [江坂公園] トイレ

目次

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画の目的	2
2 計画対象	2
3 計画期間	3
4 本計画の位置づけ	3
第2章 吹田市の都市公園等の現況	4
1 関連計画等	4
2 人口統計	7
3 公園の状況	9
4 公園施設の健全度調査及び健全度判定	15
5 バリアフリー化調査	19
6 樹木環境調査	25
第3章 基本的な考え方	29
1 再整備目標	29
2 優先する視点	30
3 再整備内容	31
第4章 再整備事業計画	33
第5章 整備コスト	35
1 算出方法	35
2 算出結果	36
第6章 参考資料	37
1 調査票	37

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の目的

本市では、令和3年度末時点で528箇所の都市公園、遊園、緑地及び緑道（以下「都市公園等」という。）を管理しており、約7割が設置から30年以上経過していることから、市域の都市公園等の施設や樹木の老朽化への対応、バリアフリー等基準への適合などが課題となっています。これらの背景を踏まえ、限られた予算の下で計画的に再整備を行っていく必要があります。そのため、公園施設の健全度やバリアフリー、樹木環境の調査を行い、多様な視点から総合的に各都市公園等を評価し、必要な再整備の内容と費用を算出し、今後10年間の再整備事業計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画対象

（1）対象とする都市公園等

本市が管理する都市公園等 528箇所（令和3年度末時点）

表1-1 本市が管理する都市公園等の概要

種別	箇所数	面積
総合公園	3箇所	49.0ha
地区公園	3箇所	16.5ha
近隣公園	15箇所	30.3ha
街区公園	116箇所	32.3ha
都市緑地	1箇所※1	58.8ha
遊園	346箇所	15.6ha
緑地	17箇所	3.6ha
緑道	27箇所	13.7ha
合計	528箇所	219.8ha

※1：千里緑地第1区から第8区まであり

種別	都市公園名※2	開設面積	設置年度
総合公園	千里南公園	10.5ha	1963年
	千里北公園	30.1ha	1965年
	紫金山公園	8.4ha	1973年
地区公園	中の島公園	6.4ha	1956年
	片山公園	4.1ha	1972年
	桃山公園	6.0ha	1971年
近隣公園	津雲公園	3.0ha	1964年
	高野公園	2.7ha	1964年
	佐竹公園	3.1ha	1963年
	ねむのき公園	1.2ha	1966年
	竹見公園	2.0ha	1968年
	青山公園	2.7ha	1966年
	藤白公園	2.3ha	1967年
	古江公園	3.0ha	1966年
	くちなしぬ公園	1.7ha	1967年
	江坂公園	2.3ha	1969年
	南吹田公園	2.3ha	1973年
	山田西公園	1.9ha	1983年
	新芦屋中央公園	1.1ha	1980年
	佐井寺南が丘公園	1.0ha	1996年
	健都レールサイド公園	2.56ha	2018年

※2：近隣公園以上を抜粋

(2) 対象とする施設

本計画の対象とする施設は、都市公園法第2条第2項に定められた、表1-2に示す公園施設とします。

表1-2 対象とする公園施設（一部抜粋）

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 池	休憩所 ベンチ	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム 砂場 魚つり場	野球場 テニスコート 水泳プール	図書館 体験学習施設 記念碑 遺跡等	売店 飲食店 駐車場 便所 水飲み場 手洗場	門 さく 管理事務所 倉庫 掲示板 標識	展望台 集会所
	:	:	:	:	:	:	:	:

3 計画期間

本計画を適用する期間は令和14年度までの10年間とします。ただし、大きな社会潮流の変化や、上位計画の改正等により、本計画の適切かつ合理的な活用が困難となった場合には、適用期間中であっても見直すことがあります。

4 本計画の位置づけ

本計画は、「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」等の計画を踏まえて策定された各個別計画に基づく整備を総合的に行うための実行計画として定めます。

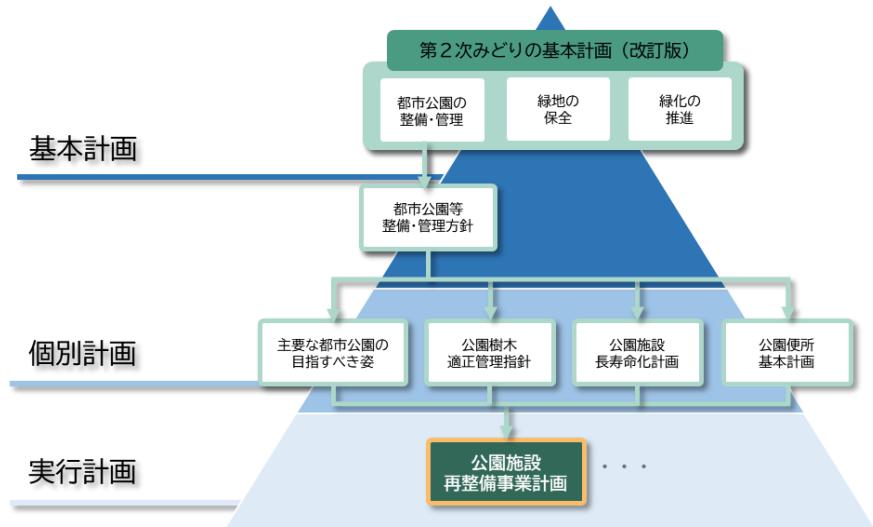


図1-1 本計画の位置づけ

第2章 吹田市の都市公園等の現況

1 関連計画等

本計画に関連する上位計画等を以下のとおり整理しました。

(1) 吹田市第2次みどりの基本計画(改訂版)

策定年月	平成28年（2016年）8月
概要	市域内における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを内容として策定する、みどりのまちづくりに関する総合的な計画。
本計画の関連事項	<p>第3章 6 (3) ②都市公園の再整備 [P.37]</p> <p>吹田市の都市公園のほとんどは、設置して以降30年以上が経過しており、施設の老朽化が激しいものもあることから、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を図り、<u>計画的に施設の長寿命化対策</u>を行うことにより、<u>安心性と安全性を確保</u>することが求められます。また、災害時に役立つ<u>防災施設がある公園づくり</u>、環境に配慮した資源循環型の設備がある公園づくり、生き物とのふれあいを通じた環境教育・学習ができる公園づくりなど、社会要請に応じた公園づくりは、今後一層重要なになっていくことが考えられます。</p> <p>これらを踏まえ、鉄道駅周辺のまちづくりなどに合わせて行う全面的な再整備も含め、施設の長寿命化、<u>バリアフリー化</u>、機能強化などの目的に応じた都市公園の再整備に取り組んでいきます。</p>

(2) 吹田市都市公園等整備・管理方針

策定年月	令和2年（2020年）5月
概要	吹田市が抱える都市公園等の諸課題に対応するため、「第2次みどりの基本計画（改訂版）」に基づく、新たな時代の都市公園等の整備・管理に関する取組の基本的な方向性を示したもの。
本計画の関連事項	<p>第4章 新たな時代に向けた都市公園等の整備・管理に関する基本方針 [P.29～P.76]</p> <p>基本方針1 主要な都市公園の活性化による都市魅力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) まちづくりの視点に立った主要な都市公園のパークマネジメントの推進 (2) 市民・都市への多機能性発揮に向けた主要な都市公園の再整備 (3) 都市魅力の向上に向けた主要な都市公園の管理運営の充実 <p>基本方針2 都市公園等の配置・規模・機能の再編と適正管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模な都市公園の未開設区域への対応 (2) 身近な都市公園等の配置・規模適正化 (3) 身近な都市公園等の機能特化・分担と公園施設の設置適正化 (4) 都市公園等の管理水準の向上 <p>基本方針3 多様な主体とのパートナーシップに基づく都市公園等行政の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 多様な主体の参画による都市公園等の管理運営の推進 (2) 民間事業者等と連携した都市公園等の再整備と管理運営の推進 (3) 健全な都市公園等行政を支える財源の確保

(3) 吹田市道路・公園樹木適正管理指針

策定年月	平成30年（2018年）3月
概要	国の技術的な助言として通知された「道路緑化技術基準」や「都市公園技術標準」等を参考とし、今後の道路・公園に係る社会的な要請への対応も見据え、吹田市の実情に照らした独自の道路・公園樹木管理の手引書。
本計画の関連事項	<p>第3章 1 道路・公園緑化の方向性 [P.26]</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>安全性の確保</u>・<u>都市魅力の向上</u>・<u>管理コストの縮減</u> <p>第5章 2 公園樹木の適正管理方針の体系 [P.58]</p> <p>適正管理方針1 周辺環境との調和</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 道路との調和(2) 住宅や事務所との調和(3) 更新時における離隔の確保 <p>適正管理方針2 安全・安心で快適な環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 見通しの確保(2) 適切な照度の確保(3) 正常な施設利用環境の確保

(4) 吹田市公園施設長寿命化計画

策定年月	令和4年（2022年）3月
概要	進行する公園施設の老朽化に対して、施設の安全性の強化と適切な更新が必要であり、「施設の維持管理や更新等に係るトータルコストの縮減」、「財政負担の平準化」、「すべての人が安全快適に公共施設を使用できること」を目的として、10年間の具体的な公園施設の維持管理方針を示したもの。
本計画の関連事項	<p>基本方針</p> <p>公園施設の日常的な維持管理</p> <p>公園施設の劣化状況を適切に把握するため、定期的な点検を行います。また、点検結果に応じて、補修、修繕、更新等を行います。</p> <p>公園施設の長寿命化</p> <p>公園施設の維持管理方法について、施設毎に予防保全型管理と事後保全型管理に分類します。このうち、予防保全型管理の施設については、健全度の回復する修繕（長寿命化）工事を行います。</p> <p>また、施設の修繕や更新は、優先順位を設定して、費用を平準化しながら事業を実施します。</p>

(5) 吹田市公園便所基本計画

策定年月	令和3年（2021年）3月（令和5年（2023年）11月一部改訂）
概要	都市公園等に設置する便所について、上位計画である「都市公園等整備・管理方針」に則った適正配置の基準とともに、防災・バリアフリー化・魅力向上の視点を盛り込んだ仕様の標準等を示すことで、今後の総合的かつ計画的な整備・管理の基盤を築くために策定するもの。
本計画の関連事項	<p>第3章 1 基本方針〔P.20〕</p> <p>基本方針1 市域を俯瞰した公園便所の配置適正化</p> <p>基本方針2 社会要請等に対応する公園便所づくり</p> <p>公園の規模等に応じた、<u>バリアフリーにも対応する公園便所の標準仕様を設定</u>することで、都度の設計の省力化、コストの縮減、設備や部材等の統一による補修作業の円滑化等を図りながら、全ての人々が使いやすい公園便所づくりを推進します。また、<u>避難地指定されている都市公園の防災強化</u>や、主要な都市公園の魅力向上に資する公園便所づくりにも取り組みます。</p> <p>基本方針3 地域の声を反映した事業推進と地域連携の強化</p>

(6) その他事業計画等

ア. 吹田市グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画

グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を社会におけるさまざまな課題解決に活用するもので、本市においてもグリーンインフラ活用の視点で、南吹田駅周辺緑化重点地区を中心としたエリア内にある9公園等における公園施設の一体的な再整備を予定しており、この取組みを他のエリアへ拡大していきます。

2 人口統計

(1) 総人口の推移

本市の総人口は現在増加しており、図 2-1 に示すとおり、2030 年までは増加が続くと見込まれますが、その後は減少傾向になることが予測されています。

ただ、2040 年までは微減にとどまると考えられており、今後 10 年で人口の大幅な変化はないことが挙げられます。



図 2-1 吹田市の人口の推移と将来人口の推計

(出典：「第 4 次総合計画基本計画改訂版」吹田市、令和 6 年（2024 年）)

(2) 人口密度

「吹田市都市公園等整備・管理方針」においては、身近な都市公園等の配置・規模の最適化を図るため、地域住民が徒歩 10 分圏内を目安に、身近な公園に到達できる区域単位として、都市公園等計画区域（以下、計画区域という。）を設定しています。

今回、66 ある計画区域ごとに人口密度を階層区分し、分析をした結果、図 2-2 に示すとおり、人口密度 12,500 人～15,000 人/km² の計画区域が 19 と最も多く、最も少ない 2,500 人～5,000 人/km² の計画区域が 6 つとなっています。大阪府の人口密度平均は 4,638 人/km² であり、ほとんどの計画区域で大阪府平均以上の人口密度になっています。

本市は、人口密度が極めて少ない地域は存在せず、都市公園等の周辺に多くの人口が集中していることが挙げられます。

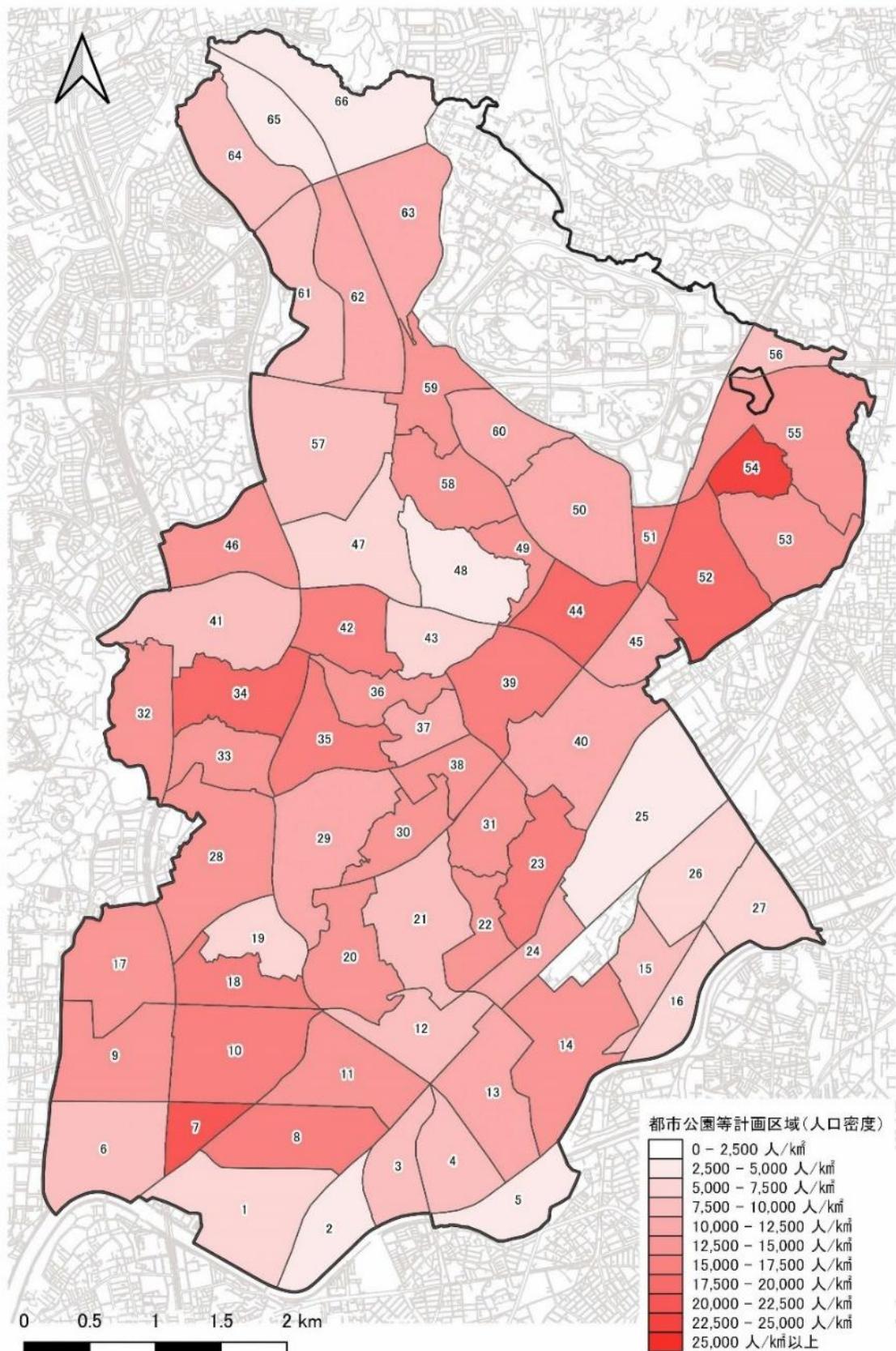


図 2-2 計画区域ごとの人口密度（令和2年（2020年）現在）

3 公園の状況

(1) 整備状況

令和3年度末において、本市には、大阪府が管理運営する万博公園と服部緑地を含め、140箇所 327.39ha の都市公園があります。市民一人あたりに対する都市公園面積は、8.6 m²/人であり、府内で大阪市と堺市に次ぐトップクラスの整備水準にあります。

本市における都市公園等の整備は、昭和30年代の千里ニュータウン建設と日本万国博覧会開催の関連基盤整備に象徴される高度経済成長期以降、強力に促進されてきました。そのため、昭和後期に急速に公園が整備され、図2-3のように、今では設置後30年以上経過している公園は、約7割を占めています。

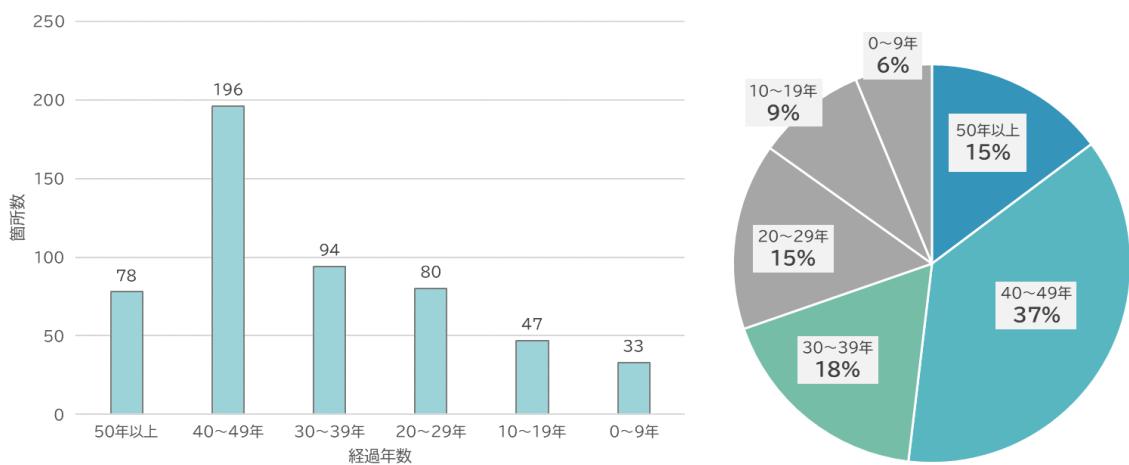


図2-3 本市が管理する都市公園等の経過年数（令和3年度末（2021年度末）現在）

(2) 配置状況

市内には万博公園と服部緑地に加え、総合公園（千里南公園、千里北公園、紫金山公園）、地区公園（中の島公園、片山公園、桃山公園）、都市緑地（千里緑地）といった大規模な都市公園が配置されています。一方で一部の地域では身近な公園（街区公園・遊園）が不足しています。

図2-4に示す66計画区域の中には、街区公園以上の都市公園が設置されていない計画区域もあり、こうした計画区域内では遊園が地域の公園の中で大きな役割を担っていると考えられます。

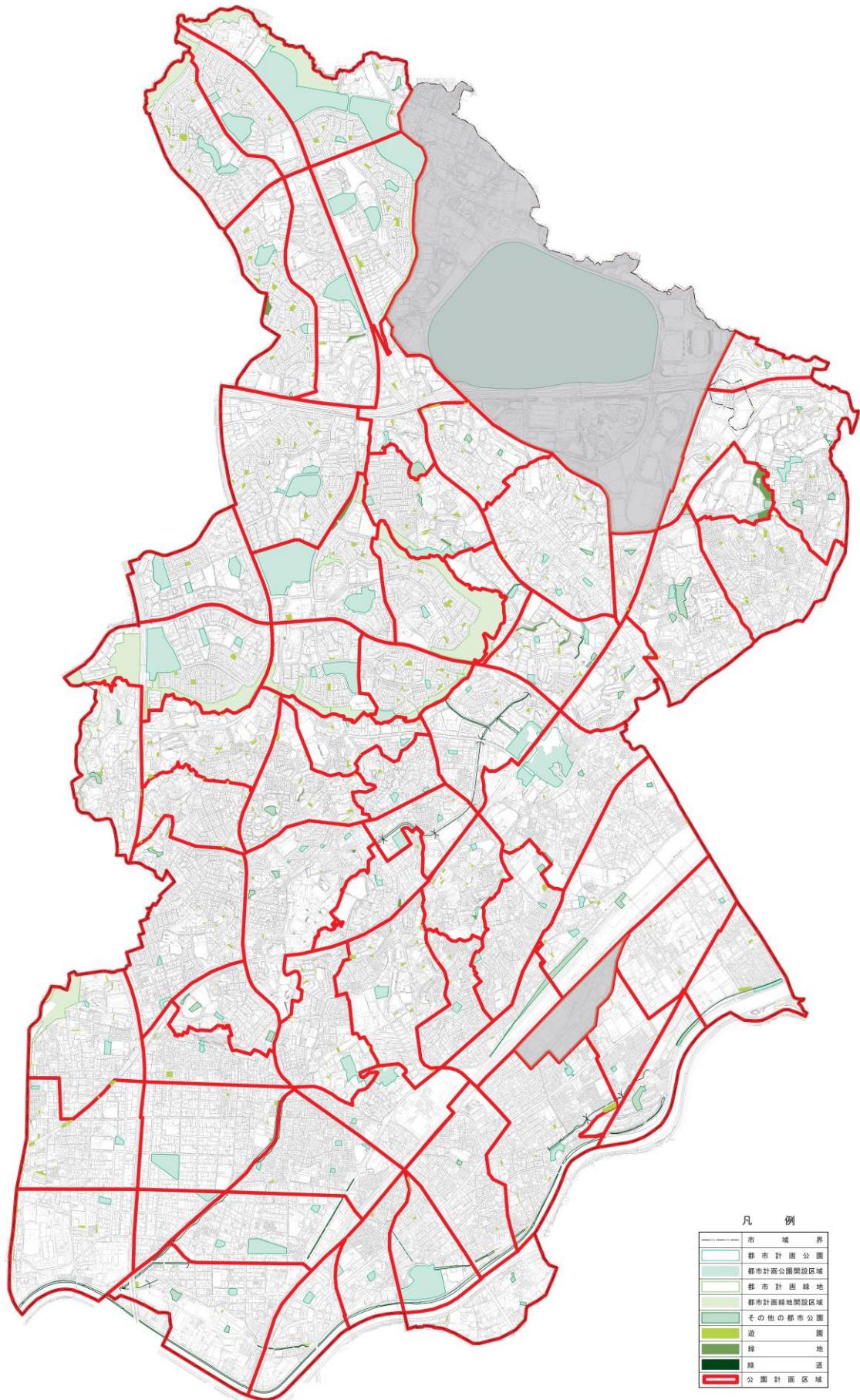


図 2-4 都市公園等の配置状況（令和 3 年度末（2021 年度末）現在）

(3) 予算状況

図2-5に示す公園整備費に関する予算状況を見ると、大規模な公園整備等の実施状況により、年度ごとの費用差はあるものの、令和3年度は平成24年度と比較すると5.2倍の予算額となっており、全体的には増加傾向にあります。

また、図2-6に示す公園管理に関する予算状況においては、令和3年度と平成24年度を比較すると1.4倍となっており、公園1ha当りの公園管理費は、おおよそ100万円増加しています。

公園施設の老朽化対策に要する費用は、今後さらに増大すると考えられるため、持続可能な財政運営に向けて、より計画的な公園の整備及び管理が求められます。



図2-5 都市公園等の整備に関する当初予算

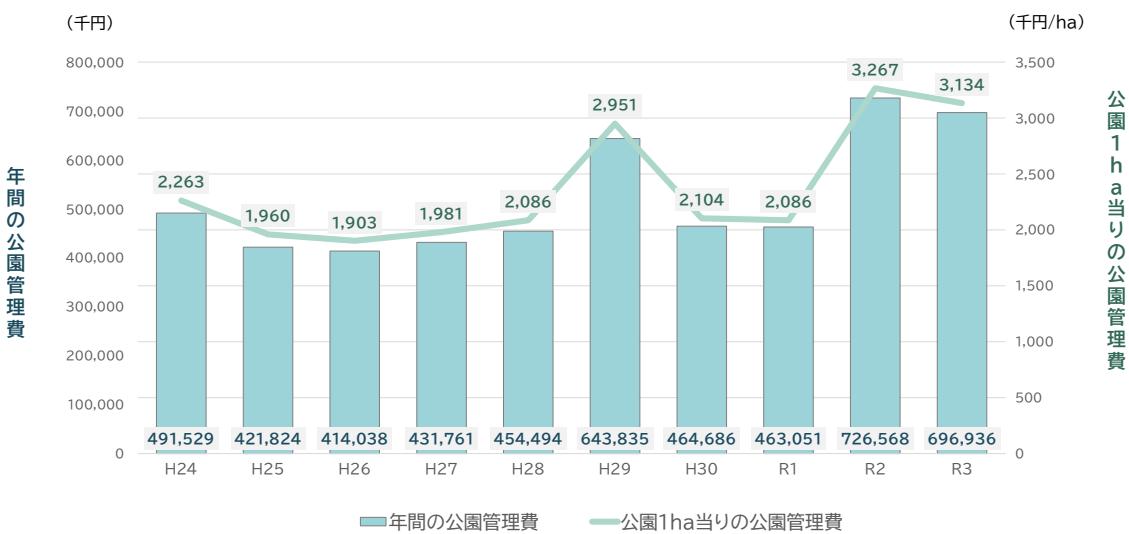


図2-6 都市公園等の管理に関する当初予算

(4) 防災上の位置づけ

「吹田市地域防災計画」において、避難地に指定されている都市公園があるなど、公園は災害発生時における避難地及び応急対策活動の拠点として、重要な機能を有しています。そのため、公園は都市のオープンスペースとして、災害時の役割を考慮する必要があります。

ア. 広域避難地となる都市公園

広域的な避難の用に供する概ね面積 10ha 以上の都市公園（面積 10ha 未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積 10ha 以上となるものを含む。）（表 2-1）

イ. 一時避難地となる都市公園

近隣の住民が避難する概ね面積 1 ha 以上の都市公園（表 2-2）

ウ. その他防災に資する身近な公園

災害危険度判定調査により要整備地区と判定された地区内において街角防災ふれあい広場整備事業として防災施設を整備した街区公園や、地域ニーズ、整備コンセプト等から、防災施設を整備した公園・遊園（表 2-3）

表 2-1 広域避難地となる都市公園

公園種別	都市公園名
総合	千里北公園
総合	千里南公園
総合	紫金山公園
地区	片山公園
地区	中の島公園
計 5 公園	

表 2-2 一時避難地となる都市公園

公園種別	都市公園名	公園種別	都市公園名
地区	桃山公園	近隣	青山公園
近隣	津雲公園	近隣	藤白公園
近隣	高野公園	近隣	古江公園
近隣	佐竹公園	近隣	江坂公園
近隣	ねむのき公園	近隣	南吹田公園
近隣	竹見公園	近隣	佐井寺南が丘公園
計12公園			

表 2-3 防災施設のある公園

公園種別	公園名	公園種別	公園名
近隣	健都レールサイド公園	街区	新いずみ公園
街区	江の木公園	街区	いずみの園公園
街区	いずみ南公園	街区	南正雀ふれあい公園
街区	安威川公園	街区	原新池公園
街区	岸部南公園	街区	円山公園
街区	原町ふれあい公園	遊園	朝日が丘ポカポカ遊園
街区	千里山公園	遊園	片山ポケットパーク
街区	金田公園	遊園	ポケットパーク原町遊園
街区	吹一公園	遊園	長野西ふれあい遊園
街区	千里山東公園	遊園	千里山星空遊園
街区	千里山中央公園	遊園	古江ふれあい遊園
街区	いずみ公園	遊園	岸部東遊園
街区	岸部新町しろやま公園	計25公園	

(5) 公園に対する市民ニーズ

市への苦情・要望や市民アンケートから把握できる利用状況や市民ニーズを整備・管理に活かしていく必要があります。

ア. 苦情・要望

市に寄せられた市内の公園に関する苦情・要望（平成 29 年度～令和 3 年度）について、その内容を「施設の破損に関する苦情・要望」、「バリアフリー化に関する苦情・要望」、「植栽に関する苦情・要望」および「その他」に区分して件数を整理しました。

「その他」を除いた上記 3 区分の中では、「施設の破損に関する苦情・要望」の件数が最も多く 2232 件、次いで「植栽に関する苦情・要望」の 2079 件、「バリアフリー化に関する苦情・要望」の 247 件の順となっています。また、区分ごとの主な苦情・要望は表 2-4 のとおりです。

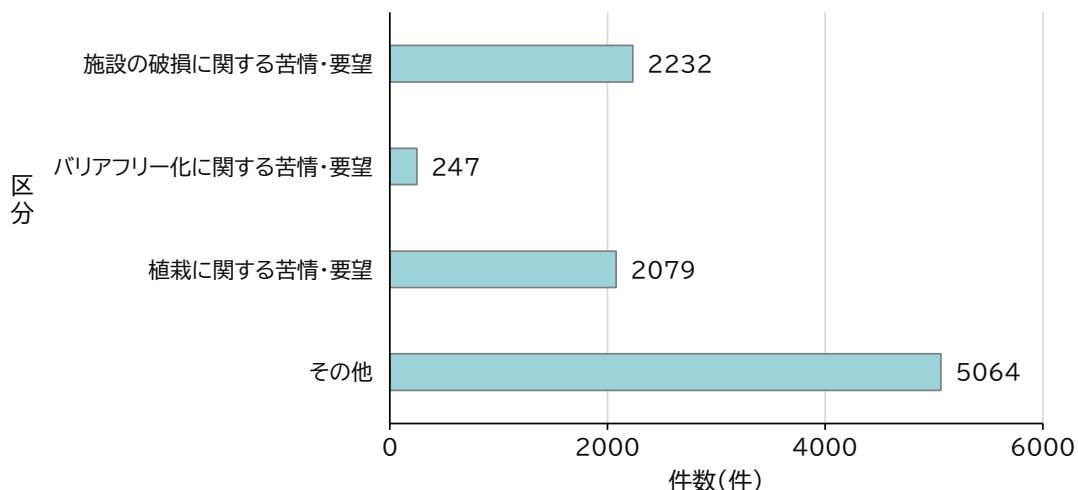


図 2-7 苦情・要望件数（平成 29 年度～令和 3 年度）

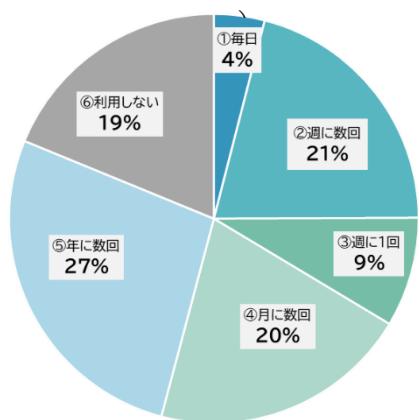
表 2-4 区分ごとの主な苦情・要望

施設の破損に関する苦情・要望	遊具が老朽化している。	トイレがつまっている。	公園灯が消えている。
バリアフリー化に関する苦情・要望	園路に段差があってあるきにくい。	出入口が狭くベビーカーで通れない。	傾斜路を設置してほしい。
植栽に関する苦情・要望	枝葉が徒長している。	雑草がのびている。	枯れ枝がたくさん落ちていて危ない。
その他	ボール遊びが危険。	犬の糞を持ち帰らない人がいる。	ハチの巣ができている。

イ. 公園とみどりに関するアンケート

令和4年度に市内にお住まいの18歳から85歳未満の方から無作為抽出した1,000名を対象に、「公園の利用状況や維持管理の評価」、「みどりに関するイベント」、「花とみどりの情報センターの認知度」、「緑化」等に関するアンケートを実施しました。その結果から、本計画に関連する設問を一部抜粋しました。

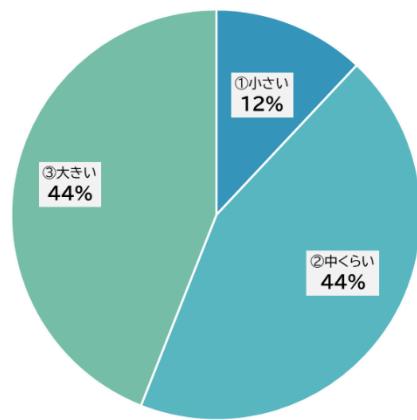
Q.あなたは普段どれくらいの公園を利用しますか。 (N=752)



8割以上の人人が年に数回以上、公園を利用している。

図2-8 都市公園等の利用頻度

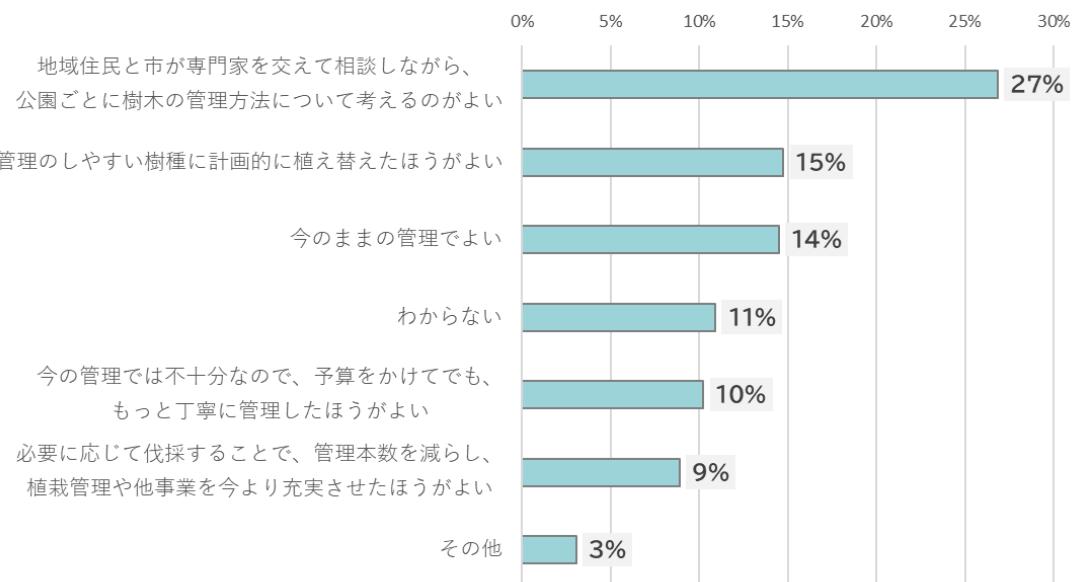
Q.普段利用する公園はどれくらいの大きさですか。 (N=575)



8割以上の人人が、中くらい以上の大きさの公園を利用している。

図2-9 普段利用する公園の大きさ

Q. 公園の樹木をこれからどう管理していくのが良いと思いますか。 (N=671)



約3割の人が「住民と市と専門家」とで相談しながら、樹木の管理方法について考えていきたいと考えている。

図2-10 都市公園等の樹木管理

4 公園施設の健全度調査及び健全度判定

設置から年数が経過した公園においては、公園施設の経年劣化による安全性の低下が懸念されます。平成30年4月から都市公園の維持修繕基準の法令化により、安全性確保の必要が高い遊具については、年1回を基本として点検頻度が定められたことから、本市では都市公園以外を含む全公園において、有資格者による遊具点検を実施しています。また、都市公園については、国が示す「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に基づき、公園施設の健全度調査・判定（以下、「健全度調査」という。）を行い、「公園施設長寿命化計画」を策定しています。今回、遊園、緑地及び緑道（以下、「遊園等」という。）についても、上記と同様の調査方法で、予防保全型管理を行う施設に対し調査及び判定を行いました。遊具については、令和4年度に実施した遊具点検の結果を利用しています。

（1）調査方法

表2-5に示す調査手順のとおり調査を実施しました。

調査方法や判定基準は、「公園施設長寿命化計画」に基づいて行いました。「劣化レベル」と「塗装レベル」の判定結果から、施設全体の総合評価を「A・B・C・D」の4段階に分類しました。（表2-6）

表2-5 健全度調査の調査手順

調査手順	
①	施設平面図と現地状況との整合を確認
②	施設の部材ごとに劣化や損傷の状況等を目視等 ^{※1} により把握し、「部材別の劣化状況」、「塗装レベル」、「ハザードレベル（建築物のみ）」を判定 ^{※2}
③	施設の全景、劣化・損傷箇所を撮影
④	現地調査で得られた情報をもとに「劣化レベル」を判定し、施設全体を総合的に判定

※1：調査手法は目視、打診、触診とし、公園灯の灯具部分など、近接困難な高所は目視により調査を行う

※2：劣化に伴う危険性等を勘案し、必要に応じて利用禁止判定を行う

表2-6 健全度調査の総合評価基準

劣化レベル 塗装レベル	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3
レベル0	A	B	C	D
レベル1	B	B	C	D
レベル2	C	C	C	D

表 2-7 健全度調査の判定基準の内容

ランク	判 定 基 準 の 内 容
A	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全である。 ・修繕の必要性はない。通常点検（定期点検）で管理する。
	<p>劣化及び摩耗などの損傷がない又は現状では対処の必要がない状態。 塗装の塗り替えの必要がない状態。</p>
B	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・修繕の必要性はないが、通常点検のほか定期的な観察が必要である。又は、当面は軽微な維持管理の中で対応する。
	<p>現状では対処の必要はなく、今後の経過観察により判断する状態。 部分的な塗り替えが必要な状態。</p>
C	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に劣化が進行している。 ・重大な事故※に繋がらないが、部分的な修繕又は更新等により利用可能である。
	<p>部材の交換又は修繕を要する状態。 部材の交換又は修繕に合わせて、部分的又は全体的な塗り替えが必要な状態。</p>
D	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故※に繋がる恐れがあり、緊急な修繕又は更新等、あるいは使用中止の措置が必要である。
	<p>塗装レベルには関係せず、直ちに使用を中止した上で、修繕又は撤去を要する状態。</p>

※重大な事故：生命に危険がある重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす事故

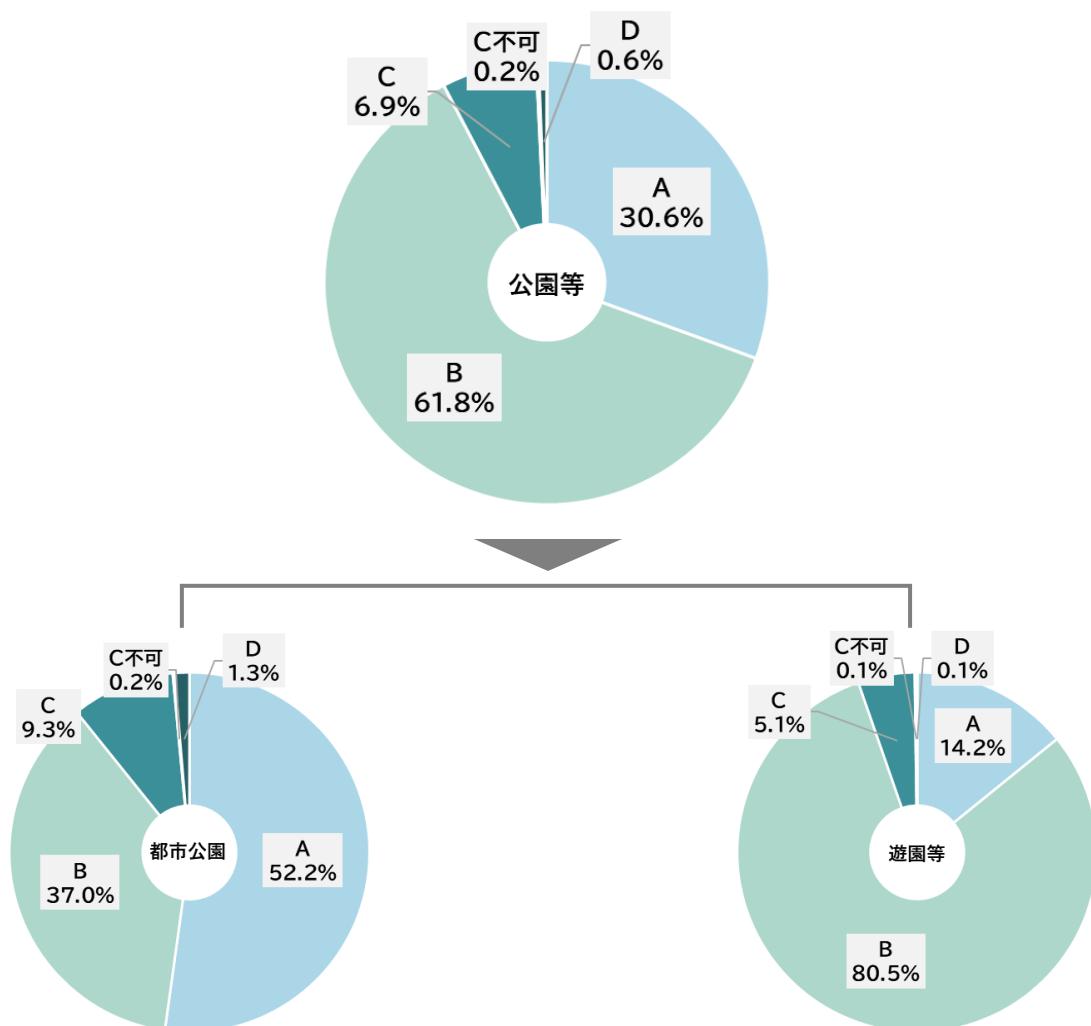
柵	公園灯
腐食・破損	破損
	
園名板	花壇
腐食	腐食
	

図 2-11 健全度調査の C・D 判定例

(2) 調査結果

全ての総合判定の結果から見ると、全体の9割以上の施設がA判定又はB判定であり、全体的に健全であると言えます。一方で、C判定以下の施設が約1割あり、早急な安全性の確保が必要です。

都市公園と遊園等を比較すると、何点か傾向の違いがありました。都市公園については、A判定の施設が半数以上であるものの、C判定、D判定の施設が多くなっています。遊園等については、圧倒的にB判定の施設が多く、A判定の施設が少ないものの、現時点では使用不可である施設は少ない傾向にあります。



※総合判定 C だが危険性が高く使用不可（遊戯施設のみ）

図 2-12 健全度調査の結果

(3) 調査結果の分類及び評価

ア. 分類

各公園の健全度を評価するため、表 2-8 に示す各公園の健全度調査対象施設に占める C、C 不可、D 判定の施設割合を I～V の 5 段階に区分しました。

表 2-8 健全度調査結果の評価分類

ランク	各公園の対象施設数に占めるC、C不可、Dの割合
I	0%
II	25%未満
III	25%以上50%未満
IV	50%以上75%未満
V	75%以上

イ. 評価

公園種別ごとにみると、特に街区公園や遊園において「タイプIII」と「タイプIV」が複数あり、公園施設の劣化が目立つ状況になっていると考えられます。

表 2-9 公園種別ごとの健全度調査の評価結果

種別 ランク	都市公園					遊園等			総数
	総合	地区	近隣	街区	都市緑地	遊園	緑地	緑道	
I	0	0	4	20	2	174	0	2	202
II	3	3	10	73	0	147	1	2	239
III	0	0	1	15	1	19	0	1	37
IV	0	0	0	3	0	3	0	0	6
V	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	3	15	111	3	343	1	5	484

※調査対象施設のない都市公園等は除外

5 バリアフリー化調査

総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、平成18年度に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）が施行されて以降、本市の公園においては、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、修繕等を行う際にバリアフリー化を図ってきました。令和4年3月にガイドラインの改訂が行われたことから、新たな基準に基づく公園施設等のバリアフリー対応状況を判定することを目的とし、本市が管理する全ての都市公園等を対象に調査を実施しました。

(1) 調査方法

バリアフリー化調査は、バリアフリー法施行令第3条における「特定公園施設」（表2-10）を対象に、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン[改訂第2版]」（令和4年3月国土交通省）、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（令和2年3月改訂版）」に基づいた本市独自のチェックリストを作成し、判定を行いました。

表2-10 バリアフリー化を図るべき特定公園施設

調査対象（特定公園施設）			
1	園路及び広場※ ¹	5	野外音楽堂※ ²
2	屋根付広場※ ²	6	駐車場
3	休憩所	7	便所
4	野外劇場※ ²	8	水飲場
9		10	手洗場
11		12	掲示板
12			標識

※1：都市公園の出入口と2号から第12号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下、「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第6号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場

※2：本市が管理する都市公園等には設置されていないため調査対象外

(2) 調査の対象範囲

調査の対象範囲は、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】」に示されている「◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容」及び「○：標準的な整備内容」としました。

(参考) 都市公園移動等円滑化整備ガイドラインに記載された整備内容の区分	
「都市公園移動等円滑化整備ガイドライン」では、「○移動等円滑化基準に基づく整備内容」、「○標準的な整備内容」、「◇望ましい整備内容」に区分されている。	
今回の調査では、「○移動等円滑化基準に基づく適合義務がある整備内容」及び「○：標準的な整備内容」を対象に判定を行った。	
調査の対象範囲	
○：移動等円滑化基準に基づく整備内容 都市公園移動等円滑化基準に基づく適合義務があるもの	
○：標準的な整備内容 社会的な変化や公園利用者の要請に合わせた標準的な整備内容で、積極的な対応が求められるもの	
◇：望ましい整備内容 上記の整備を行った上で、公園の規模、立地、施設内容、利用状況等に応じて、さらなる円滑な移動等の実現等に配慮したもの	

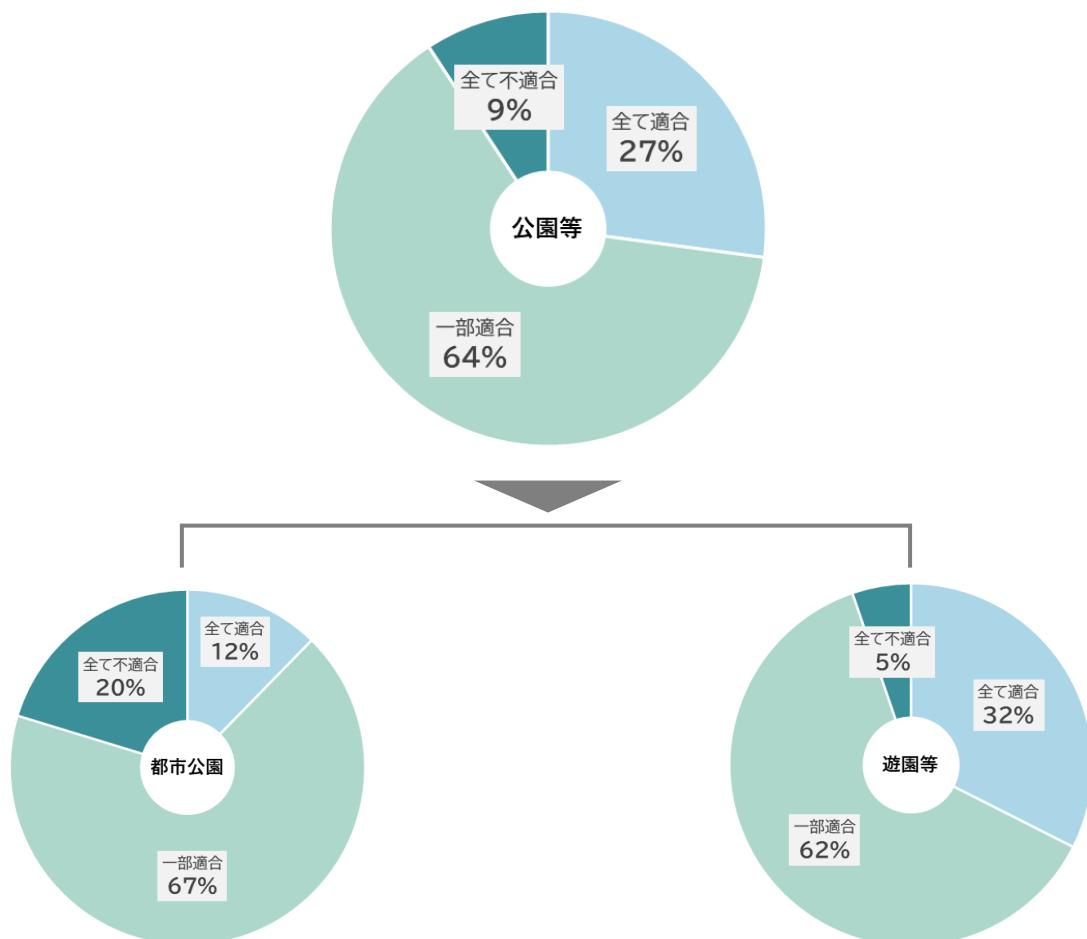
表 2-11 バリアフリー化調査の調査手順

調査手順	
事前準備	① 当該公園に存在する施設のうち、特定公園施設を抽出
	② 主要な公園施設（不特定または多数の高齢者、障がい者等の利用が見込まれる施設）を設定 (基本的には広場。広場以外に多数の利用者が見られる施設がある場合は、協議の上主要公園施設に設定)
	③ 主要な公園施設及び特定公園施設に対して、移動等円滑化経路になりえる出入口を設定 (可能な限り階段がないこと、人通りの多い道路から分かりやすいこと、駐車場からのアクセス等を優先して設定)
	④ 出入口から主要な公園施設及び特定公園施設にアクセスするための経路を設定
	⑤ ①～④に基づき、当該公園で現地確認すべき施設等の構成を踏まえた現地記録用紙を準備
現地調査	⑥ ③で設定した出入口を確認 ⑦ 現地の状況から、移動等円滑化経路の起点としてより適切な他の出入口がある場合は、他の出入口も確認
	⑧ ④で設定した経路に沿って踏査し、不適合があれば記録 同種の施設が複数ある場合は、より移動等円滑化基準に適合する方を調査対象とする 調査対象施設は写真でも記録（全景、主観的判定項目の該当箇所、不適合の状況等）

(3) 調査結果

現状では、全体の7割以上の都市公園等が十分にバリアフリー化されていません。そのうち「一部適合」している都市公園等が6割以上を占めるものの、「全て不適合」が48箇所あります。

都市公園と遊園等を比較すると、都市公園の方が適合していない割合が高いことが分かりますが、地形上やむを得ない場合も見られました。



	全て適合	一部適合	全て不適合	評価 公園数
都市公園	17	93	28	138
遊園等	124	238	20	382
合計	141	331	48	520

※一般の人の利用が想定されない遊園等は除外

図 2-13 バリアフリー化調査の調査結果

第2章吹田市の都市公園等の現況

施設項目ごとに、バリアフリー化の適合率を見ると、施設によって傾向が違うことが分かりました。階段や傾斜路は、特に適合率が悪くほとんどバリアフリー化されていません。調査結果を詳しく見ると、階段には傾斜路を併設し、傾斜路の両側に手すりを設置するなどの基準を満たす必要があります。また、便所やバリアフリートイレの適合率も悪く、調査結果を詳しく見ると、オストメイトの設置など部分的な改修で改善できるトイレも多くあるため、各トイレに適した改修が必要です。

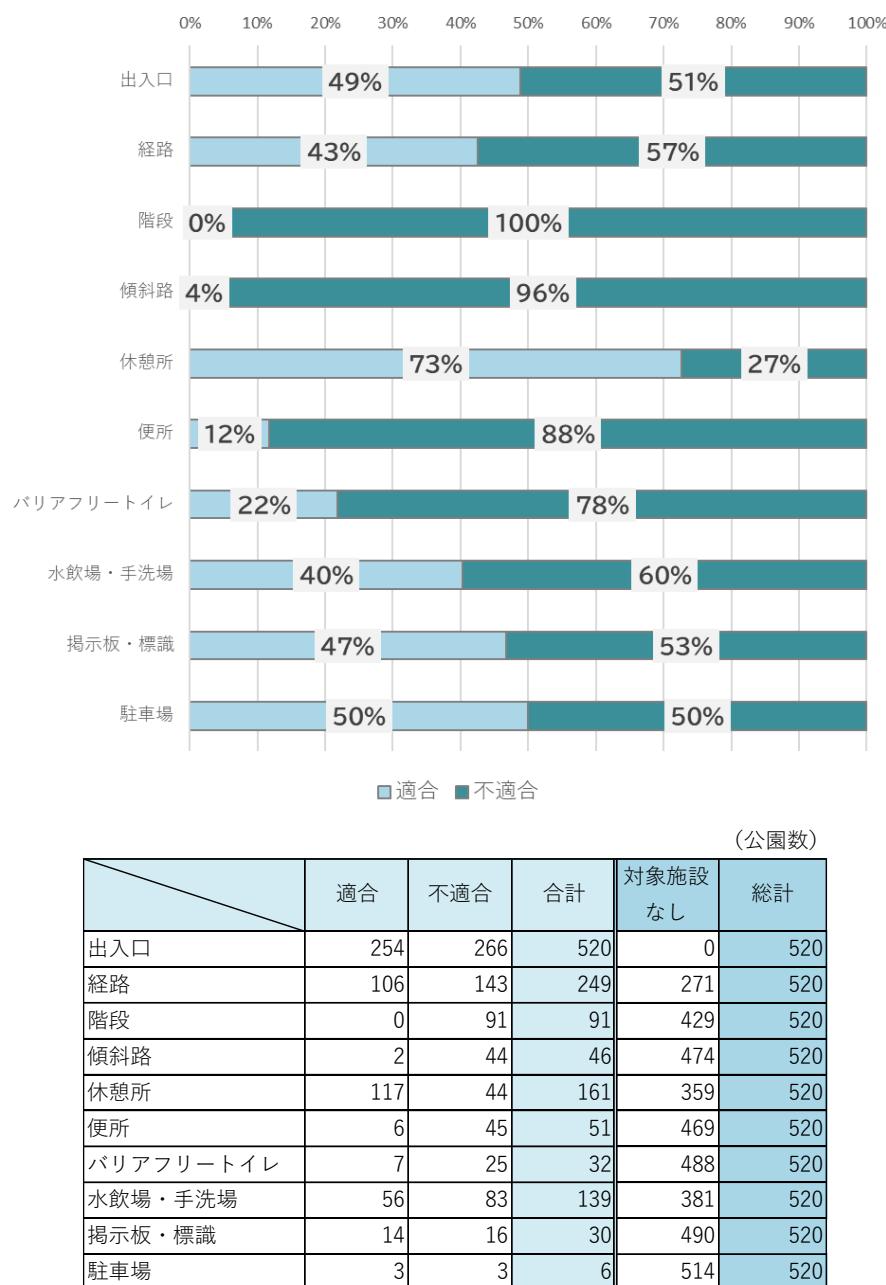


図 2-14 特定公園施設ごとのバリアフリー化調査結果

(4) 調査結果の分類及び評価

ア. 分類

バリアフリー化に対する評価項目の優先順位を定め、ランクづけしました。

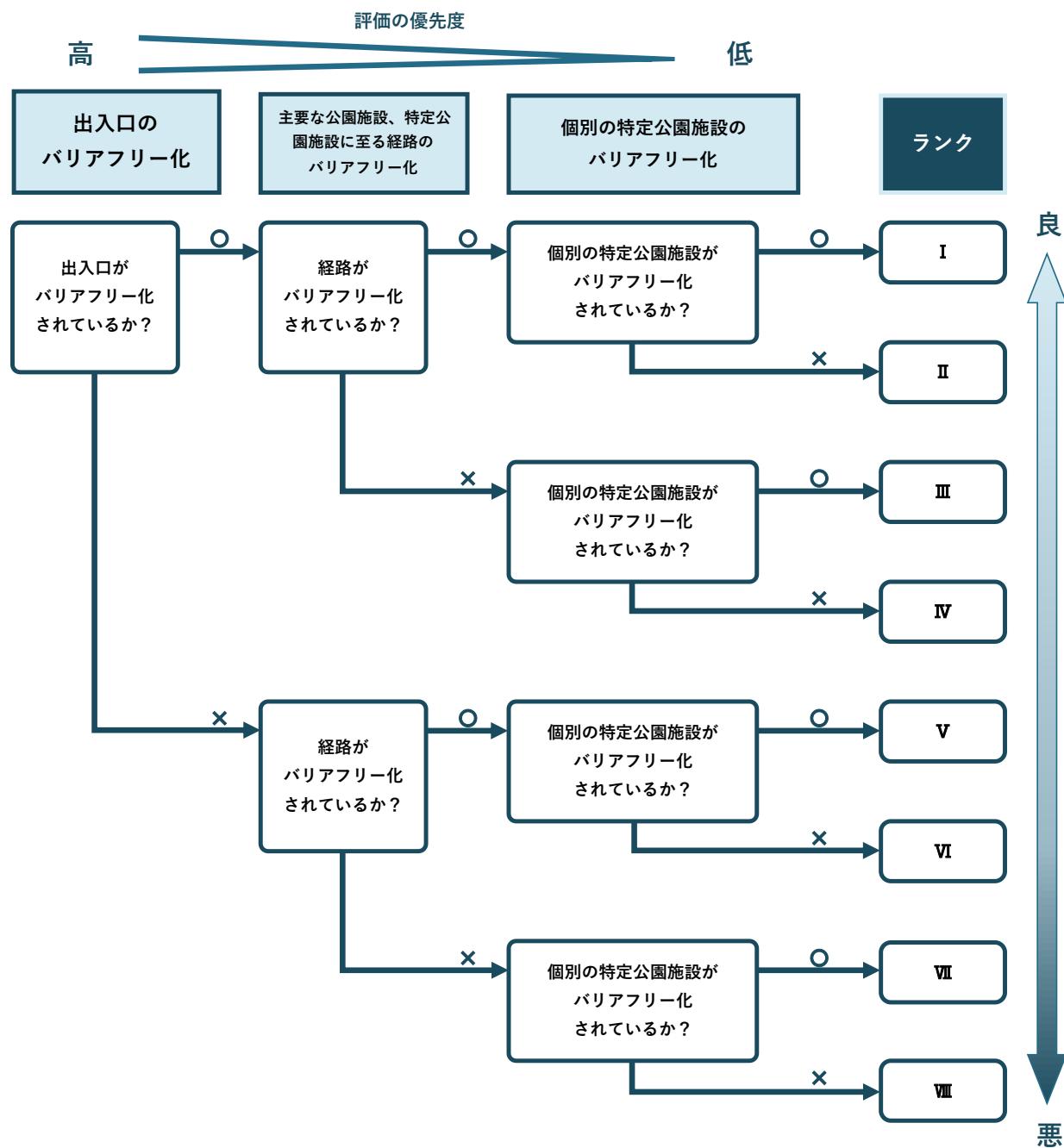


図 2-15 バリアフリー化調査の評価分類

1. 評価

総合・地区・近隣公園については、「ランクIV」次いで「ランクVIII」に該当する公園が多く見られ、経路及び施設のバリアフリー化が課題であることが分かります。

都市公園は、元々あった丘や池、樹林帯などの地形を活かして整備されたものも多く、特定公園施設や主要な公園施設までの移動等円滑化経路のバリアフリー化が課題です。

都市緑地についても、経路の基準を満たすものではなく、街区公園は、全ランクに分散している傾向が見されました。

また、遊園については、「ランクV」に該当するものが多くあり、出入口の改修を行うことで、100箇所以上がバリアフリー化に対応させることができます。

表 2-12 公園種別ごとのバリアフリー化の評価結果

	ランク			総合	地区	近隣	街区	遊園	都市緑地	緑地	緑道	総数
	出入口	経路	施設									
I	○	○	○	0	0	1	16	102	0	1	21	141
II	○	○	×	0	0	3	21	3	0	0	0	27
III	○	×	○	0	0	1	10	32	2	0	3	48
IV	○	×	×	3	2	5	15	12	0	0	1	38
V	×	○	○	0	0	0	12	116	0	2	0	130
VI	×	○	×	0	0	0	12	5	0	0	0	17
VII	×	×	○	0	0	1	8	54	4	2	2	71
VIII	×	×	×	2	1	4	21	19	1	0	0	48
合計				5	3	15	115	343	7	5	27	520

※総合公園の千里北公園と紫金山公園は規模が大きいため、2エリアに分割している

6 樹木環境調査

公園樹木は、公園設置当時に植栽された樹木の大径木化・高齢木化による様々な問題が生じています。「吹田市道路・公園樹木適正管理指針」に示す、これから公園緑化に求められる方向性を踏まえ、公園樹木の適正管理方針1及び適正管理方針2、及び今回の調査において設定した調査項目による調査を実施しました。なお、別途年次的に実施している樹木健全度調査※については、隨時改善処置を行っているため、今回は対象外としました。

※本市が管理する樹木の予防保全的な維持管理を計画的に進めることにより、市民の生命・財産に関わる事故を未然に防止するとともに、みどりの機能を増進させ、まちを良好な状態に保持するため、5年サイクルで公園の境界沿いの高木や街路樹について、有資格者による調査を実施しています。

(1) 調査方法

樹木環境調査は、以下の方針等に基づく本市独自の調査票を作成し、表2-13に示す調査手順のとおり調査を実施しました。

公園樹木の適正管理方針1【周辺環境との調和】

公園の敷地境界に近接する箇所は、道路だけでなく住宅や事業所が隣接するケースがあり、公園からの越境枝、落葉、日照障害など、樹木の大径木化・高齢木化に起因する問題が見られます。こうした観点から、「①道路との調和」「②住宅や事業所との調和」に関する調査項目を設定しました。

公園樹木の適正管理方針2【安全・安心で快適な環境づくり】

公園の内部において、外部からの見通しの阻害、照明との競合による照度低下、遊具や安全柵との競合による施設利用環境の阻害など、樹木の大径木化・高齢木化に起因する問題が散見されています。こうした観点から、「①見通しの確保」「②適切な照度の確保」「③正常な施設利用環境の確保」に関する、調査項目を設定しました。

追加する観点【園内の景観】

上記に加え、園内の管理状況に関する以下の調査項目を設定しました。

園内においても経年による樹形の乱れや枯損、苦情・要望により、太枝を切り落とす強剪定を実施した結果、健全性や美観が損なわれている場合があります。こうした観点から、主としてバリアフリー化調査で設定する移動等円滑化経路における「①植物の管理状況」「②園路での見通し」に関する調査項目を設定しました。

表2-13 樹木環境調査の調査手順

調査手順	
①	公園の外周に沿って移動し、調査票に従って記録
②	園内全体の状況を把握できるように主要な園路に沿って移動し、調査票に従って記録 (園路のない遊園では、園内全体の状況が記録できるように園内の調査地点を定め、調査結果にも記録)

(2) 調査結果

現状では、全体の6割以上の都市公園等に何らかの樹木環境に関する問題があります。半数以上を占める「一部問題あり」については、公園外への越境や園内への見通し不良が多く見られます。

都市公園と遊園等で比較すると、傾向に大差はなく、吹田市内にある都市公園等が全体的に同じような樹木環境状態であると考えられます。

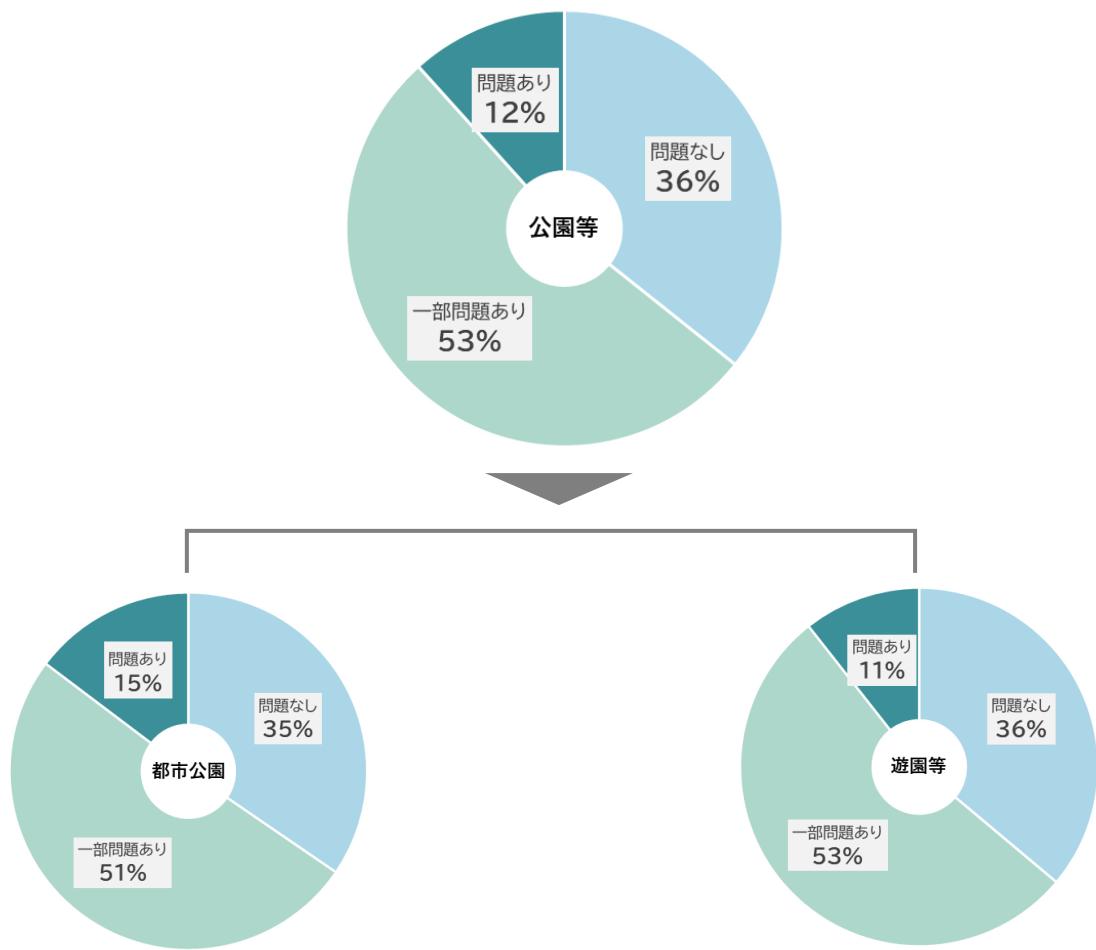


図 2-16 樹木環境調査の結果

(3) 調査結果の分類及び評価

ア. 分類

樹木環境に対する評価項目の優先順位を定め、ランクづけしました。

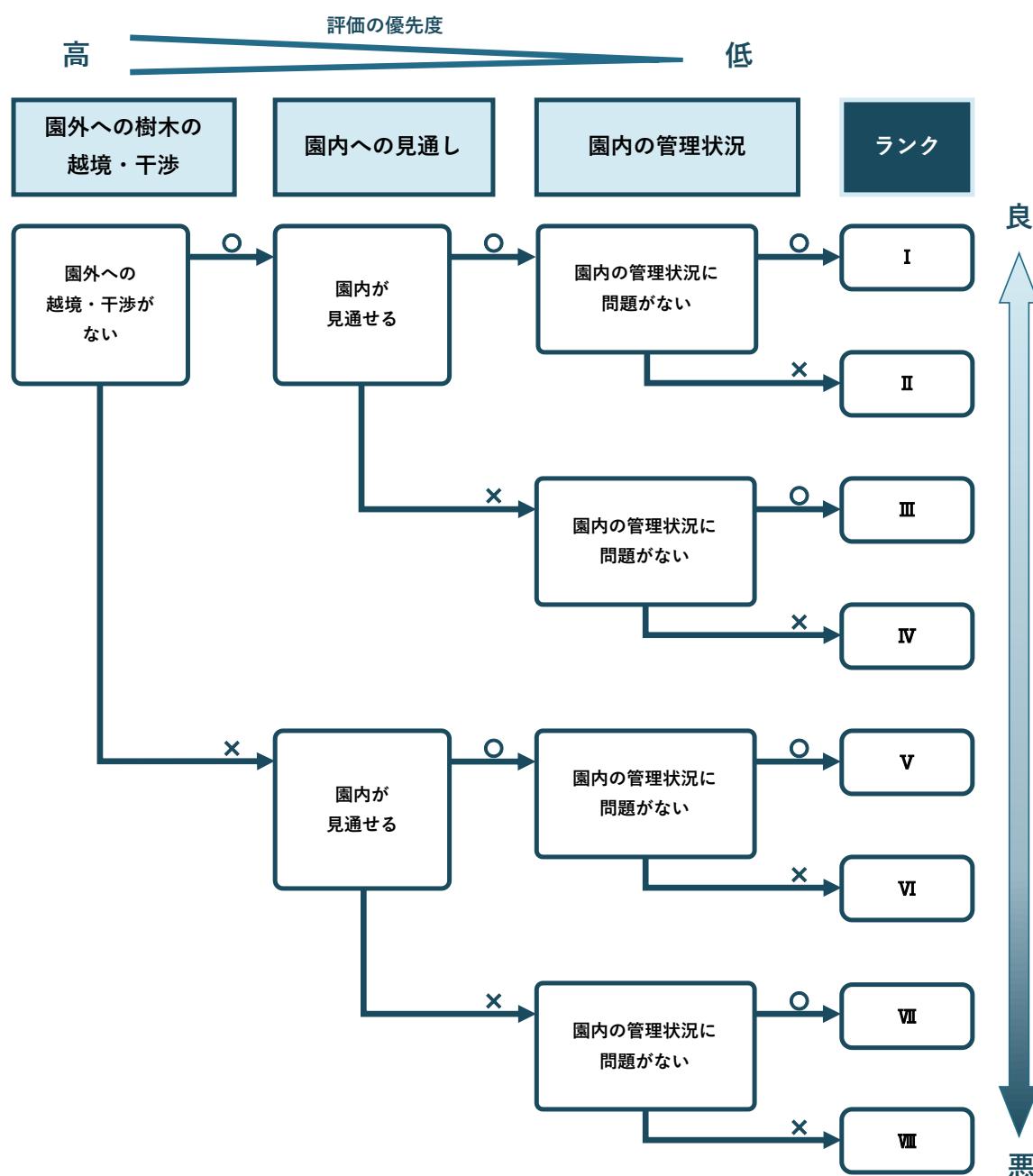


図 2-17 樹木環境調査の評価分類

1. 評価

総合公園は全て園内への見通しの問題がある「ランクⅢ、Ⅳ、Ⅷ」に該当し、園内の管理状況にも半数以上の問題が見られました。

地区公園と都市緑地では、それぞれ半数以上に園外への越境・干渉がある「ランクⅤ～Ⅷ」が見られました。

規模が小さくなる近隣公園では、問題なしの「ランクⅠ」に該当する公園も見られましたが、「ランクⅣ」が最も多く、園内への見通しに問題がある公園が半数以上ありました。

さらに規模が小さくなる街区公園と遊園では、全体の3分の1程度は問題なしの「ランクⅠ」に該当していますが、各ランクにも分布しており、全てに問題があります。

緑地や緑道については、樹木を中心であるにもかかわらず、半数以上が問題なしの「ランクⅠ」に該当しました。

全体の評価項目ごとの分布を見ると、園内への見通しに問題がある「ランクⅢ、Ⅳ、Ⅶ、Ⅷ」が最も多くなっています。

表 2-14 公園種別ごとの樹木環境の評価結果

ランク			総合	地区	近隣	街区	遊園	都市 緑地	緑地	緑道	総数
公園外への干渉	園内への見通し	園内の管理状況									
I	○	○	0	0	3	44	114	0	12	17	190
II	○	○	0	1	1	0	23	1	0	6	32
III	○	×	○	1	0	2	17	59	1	0	2
IV	○	×	×	1	0	4	2	34	0	0	41
V	×	○	○	0	1	2	7	23	3	1	38
VI	×	○	×	0	0	0	16	25	1	3	45
VII	×	×	○	0	1	2	11	25	2	0	1
VIII	×	×	×	1	0	1	18	41	0	1	62
計			3	3	15	115	344	8	17	27	532

※一般の人の利用が想定されない都市公園等は除外

第3章 基本的な考え方

1 再整備目標

第2章までの結果を踏まえて、以下のとおり4つの再整備目標を設定しました。

安全・安心・快適な公園づくり

1 市内の都市公園等の多くは設置から年数が経過し、老朽化施設や現状の基準に合わないトイレの更新等、整備面の課題だけでなく、大径木化した樹木の倒木・根上りによる事故防止や過密植栽による見通し不良の解消など、防災・防犯面の課題も挙げられます。

将来を見据え、グリーンインフラとしての樹木更新や園路のバリアフリー化等、個々の施設の修繕や更新のみでは対応できない面向的な再整備にも取り組み、安全・安心・快適な公園を目指します。

景観に配慮した公園づくり

2 整備から年数が経過した施設は、整備当時の美しさが損なわれ、機能的に時代に合わないものや、維持管理が行き届かず不快感を与えているものがあります。また、大きく育った樹木は公園のシンボルツリーや美しい並木を形成しているものがある一方、周辺環境に配慮した強剪定などにより樹形が崩れたり、過密植栽によりうっそうとした印象を与える等、景観上課題となっているものもあります。

再整備にあたっては、維持管理面や数十年先の景観に配慮した公園を目指します。

まちの魅力を高める公園づくり

3 都市公園等は本来、緑としての存在価値やコミュニティ、健康づくりの場など多様な利用価値を有するものであり、民間のノウハウを取り入れつつ、今後、人口構成や時代の変化などに対応し、価値を向上させる再整備を行っていくことが重要です。

市民の関心が高く、地域で公園の清掃活動やイベントなどが行われている都市公園等から、地域の活性化やまちの魅力向上につながる公園を目指します。

公園づくりを支える財源の確保

4 都市公園等の整備・管理に係るコストは、管理施設数が増えたことにより、ここ数年で増加傾向にあります。

都市計画公園・緑地においては、都市計画事業認可を取得し、都市計画税の活用に努めます。それ以外の公園等においても、国庫補助金等を活用することで、より充実した内容の公園整備を目指します。

2 優先する視点

設定した再整備目標に則り、整備を優先する公園を決めるまでの視点を以下のとおり整理しました。

(1) 都市公園

ア. 現況や調査結果から優先する視点

- ◆ 公園施設の健全度調査、バリアフリー化調査、樹木環境調査の結果が総合的に悪い公園
- ◆ 既設の便所にバリアフリートイレが無い公園
- ◆ 苦情要望や、維持管理上の課題等を整備により解消可能な公園

イ. 国や市で定める目標や計画上の位置づけから優先する視点

- ◆ 国が掲げるバリアフリーの整備目標の対象となる 2 ha 以上の公園
- ◆ 公園施設長寿命化計画（令和 13 年度まで）の対象施設がある公園
- ◆ 避難地指定のある公園
- ◆ 「公園便所基本計画」の事業計画（案）の要件を満足する公園
- ◆ 関連部署の計画等による公園周辺整備と合わせて実施することが効果的な公園
- ◆ 関連部署の計画等により、公園内で大規模な工事が予定されている公園

(2) 遊園等

ア. 現況や調査結果から優先する視点

- ◆ 公園施設の健全度調査、バリアフリー化調査、樹木環境調査の結果が総合的に悪い遊園
- ◆ 都市公園等計画区域内に都市公園が無いエリアの遊園
- ◆ 地域住民が公園や緑地に関心を高く持ち、維持管理活動への参加や機能見直しへの機運が高まっている遊園

イ. 市で定める計画上の位置づけから優先する視点

- ◆ 関連部署の計画等により、公園内で大規模な工事が予定されている遊園

3 再整備内容

(1) 再整備の範囲

都市公園等の再整備を行っていくにあたって、再整備の考え方を以下のとおり整理しました。

ア. 大規模改修

調査結果が総合的に悪い公園など、再整備目標を達成するにあたって、大規模改修の必要性があると判断した場合に大規模改修の対象とします。

大規模改修の対象となった都市公園等は、現況の公園機能維持だけでなく、エリアにおける公園機能の向上及び新たな公園機能の設置など、リニューアルを図ります。

イ. 部分的な更新

現況や調査の結果から、問題となる公園施設に対して修繕・改修を行うことで、現状の公園機能を維持することを基本に、部分的な施設更新を図ります。

ただし、単純な調査結果に基づく整備だけでなく、利用者の満足度向上や将来的な維持管理コスト削減、エリアごとの公園機能分担状況を鑑み、必要に応じて機能向上に資する整備内容を検討実施します。

ウ. 維持管理

現況や調査の結果から、日常の維持管理によって公園機能の改善が見込める都市公園等については、計画的な再整備ではなく、課題が見られた箇所に対して日常管理の中で対応するものとします。

(2) 再整備内容

10年間の計画期間内に対象となる公園の整備内容については、基本的に現況や調査結果から、課題としてあがってきた箇所の修繕・改修を行いますが、必要に応じて再整備目標を達成するための整備も合わせて行います。再整備にあたり、必要な整備内容を一部抜粋しました。

ア. 主要な都市公園

市内の主要な都市公園については、魅力向上事業として民間事業者のノウハウや資金を活用し、より魅力的な再整備を図っていきます。

当該事業の対象公園については、別途公園別にニーズ調査等を行った上で、具体的な整備内容を検討していきます。

イ. 防災上の位置づけ等を有する公園

避難地指定のある公園など、災害時の役割を考慮した上で、防災機能の向上を図ります。防災施設（ソーラー照明等）の設置及び災害時に誰でも避難ができるようなバリアフリー化等の整備を実施します。

ウ. 樹木環境調査結果が悪い公園

大径木化や高齢木化に起因する課題が見られる樹木において、日常剪定で対応しきれない場合は樹木更新等を行っていきます。更新にあたっては、生育後の形状を想定した十分な間隔を確保し、必要に応じて専門家の意見も参考に、環境に適した樹木に植え替えます。

エ. 遊園

「吹田市都市公園等整備・管理方針」で設定した整備類型ごとの、公園施設設置標準の整備内容をベースに、エリアでの機能分担を加味した各遊園に合った整備内容を検討します。

ただし、計画区域に都市公園がない地域においては、面積等を勘案し、中心的な遊園に公園機能を充実させます。

オ. 国庫補助金等の活用が見込める公園

対象となる公園については、グリーンインフラ等の交付金目的に合致する整備内容を基本としつつ、該当公園のポテンシャルを最大限に引き出すことができる、より充実した再整備を実施します。

第4章 再整備事業計画

第3章の第1節及び第2節で設定した内容を踏まえ、表4-1に示す50箇所の都市公園を優先度の高い公園として位置付けました。

表4-1 優先度の高い公園一覧

種別	公園名	主な課題		
		健全度調査	バリアフリー化調査	樹木環境調査
総合	千里南公園	遊具や柵等の老朽化	出入口・経路・施設	外周部の見通し不良
総合	千里北公園	遊具や柵等の老朽化	出入口・経路・施設	外周部と園内の見通し不良、周辺施設との干渉
総合	紫金山公園	柵や照明施設等の老朽化	出入口・経路・施設	周辺施設との干渉、外周部の見通し不良等
地区	中の島公園	遊具や柵等の老朽化	出入口・経路・施設	-
地区	片山公園	柵や舗装等の老朽化	出入口・経路・施設	-
近隣	津雲公園	遊具の老朽化	出入口・経路・施設	外周部の見通し不良、園内の徒長枝
近隣	高野公園	-	経路・施設	外周部の見通し不良
近隣	佐竹公園	照明施設やトイレ等の老朽化	経路・施設	-
近隣	ねむのき公園	照明施設の老朽化	経路・施設	-
近隣	竹見公園	トイレの老朽化	出入口・経路・施設	-
近隣	青山公園	掲示板や引込柱の老朽化	出入口・経路・施設	外周部の見通し不良、園内の徒長枝
近隣	藤白公園	-	出入口・経路・施設	園内の見通し不良
近隣	古江公園	-	出入口・経路・施設	外周部の徒長枝、園内の徒長枝・景観不良
近隣	くちなし公園	遊具の老朽化	出入口・経路・施設	外周部の徒長枝・周辺施設との干渉
近隣	江坂公園	遊具や柵等の老朽化	経路・施設	園内の徒長枝
近隣	南吹田公園	遊具や管理事務所の老朽化	出入口・経路・施設	-
近隣	山田西公園	照明施設や柵の老朽化	経路・施設	園内の見通し不良
近隣	新芦屋中央公園	遊具や柵等の老朽化	出入口・経路・施設	外周部からの見通し不良
近隣	佐井寺南が丘公園	遊具や照明施設等の老朽化	施設	周辺施設との干渉

第4章再整備事業計画

種別	公園名	主な課題		
		健全度調査	バリアフリー化調査	樹木環境調査
街区	大井池公園	遊具や休憩所等の老朽化	経路・施設	-
街区	金田公園	-	経路・施設	周辺施設との干渉
街区	玉の井公園	遊具や分電盤の老朽化	出入口・経路・施設	外周部の徒長枝、園内の徒長枝
街区	原新池公園	パーゴラや柵の老朽化	出入口・経路・施設	周辺施設との干渉
街区	豊津公園	トイレや照明灯等の老朽化	出入口・経路・施設	周辺施設との干渉や園内の見通し不良
街区	江の木公園	遊具の老朽化	経路・施設	周辺施設との干渉、園内の見通し不良
街区	ふじのき公園	遊具やパーゴラの老朽化	出入口・経路・施設	園内の徒長枝
街区	もものき公園	-	出入口・経路・施設	周辺施設との干渉
街区	広芝公園	遊具の老朽化	出入口・経路・施設	外周部の徒長枝、園内の見通し不良等
街区	南金田公園	パーゴラや柵の老朽化	出入口・経路・施設	周辺施設との干渉、園内の見通し不良等
街区	山田公園	遊具や柵等の老朽化	出入口・経路・施設	-
街区	梗阪大池公園	遊具やパーゴラの老朽化	出入口・経路・施設	周辺施設との干渉
街区	さつき公園	遊具や柵の老朽化	出入口・経路・施設	周辺施設との干渉
街区	江坂山北公園	遊具や照明施設の老朽化	出入口・施設	周辺施設との干渉
街区	江坂山南公園	遊具やパーゴラ等の老朽化	出入口・経路・施設	周辺施設との干渉
街区	山田下公園	遊具の老朽化	出入口・経路・施設	-
街区	いずみ南公園	柵の老朽化	出入口・経路・施設	外周部の徒長枝、園内の見通し不良
街区	山田駅東公園	遊具の老朽化	出入口・経路・施設	-
街区	末広公園	トイレや柵等の老朽化	経路・施設	-
街区	あんず公園	遊具や柵等の老朽化	出入口・経路・施設	外周部の徒長枝、園内の見通し不良等
街区	尺谷公園	照明施設や柵等の老朽化	出入口・経路・施設	-
街区	南正雀ふれあい公園	パーゴラや柵等の老朽化	出入口・経路・施設	外周部の見通し不良
街区	原竜が池公園	柵の老朽化	経路・施設	-
街区	亥の子谷公園	遊具や門の老朽化	経路・施設	周辺施設との干渉、外周部の見通し不良
街区	片山北ふれあい公園	遊具や柵等の老朽化	経路・施設	外周部の徒長枝、園内の景観不良
街区	佐井寺新池公園	遊具や柵の老朽化	出入口・経路・施設	
街区	千里山東公園	-	出入口・経路・施設	外周部の徒長枝、園内の景観不良
街区	吹一公園	照明施設の老朽化	出入口・経路・施設	-
街区	垂水上池公園	遊具や柵の老朽化	出入口・施設	周辺施設との干渉、園内の見通し不良
街区	長野公園	遊具や柵の老朽化	経路・施設	園内の景観不良
緑地	千里緑地	-	出入口・経路・施設	外周部の徒長枝

第5章 整備コスト

1 算出方法

再整備における概算費用の算出を、以下のように行いました。

(1) 10年間の計画期間の対象公園

本業務で行った一般施設の健全度調査やバリアフリー化調査、樹木環境調査に基づいて再整備が必要と考えられる事項と、公園施設長寿命化計画で修繕や更新が予定されている事項について、整備費用を積算しました。

(2) (1)以外の都市公園

再整備事業計画に挙げた公園で算出した公園ごとの概算整備費用を基に、公園種別ごとの単位面積当たりの整備費用を算出し、同種別の公園面積を乗じて計上しました。また、便所整備の必要な公園は、別途便所の整備費用を計上しました。

(3) モデル遊園

都市公園等整備・管理方針に示す整備類型の中で対象遊園数の多い3類型（「休息・鑑賞・散歩利用優先型」、「遊戯利用優先型」、「運動利用優先型」）からそれぞれ整備の優先度の高い遊園を1公園抽出し、モデル遊園として整備費用を計上しました。

(4) (3)以外の遊園

上記(3)のモデル遊園ごとの整備費用を基に、単位面積当たりの整備費用を算出し、対象とする都市公園等整備・管理方針に示す整備類型の遊園面積に乗じて計上しました。

2 算出結果

「第5章の1算出方法」にて算出した結果、以下のとおりになりました。

種類	概算事業費 (諸経費※込み、税抜き)
(1) 再整備事業計画の対象公園	約11億円
(2) 再整備事業計画の対象外公園（都市公園）	約8億6千万円
(3) (4) 遊園	約6億2千万円
総計	約25億8千万円

※過去実績により諸経費率100%として算出

令和14年度までの整備対象となる50公園の概算事業費の合計は約11億円となり、（1公園当たり約2千万円）1年当たり約1億円が必要となります。

それ以外の都市公園や遊園を含めた総額は約25億8千万円であり、毎年約1億円の整備を行っていくと26年以上を要することになります。

ただし、この算出結果は現時点の調査結果と上位計画に基づくものであり、今後法令等の改正や突発的な事象による改修の必要性や、地域のニーズを踏まえ、単なる更新にとどまらない魅力向上を図る取組などによって、年次計画の見直しや事業費の増減が生じることがあります。

また、現在、公園の整備に年間約2億円の予算が充てられています。従来から対応している整備内容と本計画により整備する内容とは一部重複するものの、バリアフリー等新たに対応していく内容を含むため、今後上乗せして予算を確保していく必要があります。再整備目標に沿って、都市計画税、国庫補助金等を活用しつつ、効率的・効果的に事業を推進していきます。

第6章 參考資料

1 調査票

(1) 一般施設の健全度調査および健全度判定(例:四阿)

(2) バリアフリー化調査

バリアフリー化調査票 (1/4)

■ 基準適合のためのチェックリスト

コード			主要な公園施設	広場		
公園名				不特定かつ多数の者が利用する当該公園の重要な利用施設		
例外規定公園の該当	<input type="checkbox"/>		特定公園施設	<input checked="" type="checkbox"/> 園路及び広場	<input type="checkbox"/> 屋根付広場	<input type="checkbox"/> 休憩所
(備考)				<input type="checkbox"/> 管理事務所	<input type="checkbox"/> 野外劇場	<input type="checkbox"/> 野外音楽堂
				<input type="checkbox"/> 駐車場	<input type="checkbox"/> 便所	<input type="checkbox"/> 水飲み場
				<input type="checkbox"/> 手洗場	<input type="checkbox"/> 揭示板	<input type="checkbox"/> 標識

● 都市公園の都市公園移動等円滑化基準への適合状況	適合	否	新設公園(既存公園にも準用)が基準を満たすための適合の確認
新規公園 移動等円滑化園路が1以上あること	—	—	下記の基準に適合した特定公園施設が移動等円滑化園路に接続させていること
既存公園 特定公園施設と移動等円滑化園路との接続	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同上
● 特定公園施設の基準適合	= ガイドラインの標準的な整備内容「◎」「○」への適合		
	※ ガイドラインを参考に判断すること		

特定公園施設			
項目	適合要素	適合数値	適合内容
園路及び広場	全項目適合	1ヶ所以上	主要な公園施設と移動等円滑化園路との接続
	全項目適合	1ヶ所以上	特定公園施設と移動等円滑化園路との接続
出入口			◎ の適合率 0 0 — ○ の適合率 0 0 —
有効幅	車止めを設けない場合 車止めを設ける場合	120cm以上 80cm以上	車止めを設けない場合 車止めを設ける場合
車止め	配置		複数列配置する場合は、車椅子使用者等が円滑に通行可
水平面	水平形、特殊形状 長さ	150cm以上	立地、利用状況、車椅子の寸法や回転性能等を考慮
傾斜	傾斜		平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装
段差	機械側溝の上蓋	設けない	車輪、杖や靴の鍔等が挟まらない構造で、滑りにくい表面
通路			◎ の適合率 0 0 — ○ の適合率 0 0 —
有効幅		180cm以上	車椅子がすれ違い、転回できる場所までの見通しを確保
段差	設けない		車椅子使用者が回転及びすれ違いができる寸法として、180cm×180cm以上の広さを確保
勾配	縦断勾配 横断勾配	5%以下 1%以下	必要に応じて水平面を設ける
表面	路面		滑りにくいもの
照明	明るさ		平坦で固くしまっていてる仕上げ
突出物	空中突出物	路面から200cm以内	高齢者や弱視者(ロービジョン)等のため、十分な明るさを確保
階段			◎ の適合率 0 0 — ○ の適合率 0 0 —
手すり			天井、壁面、標識からの突出物を設けない
回り段			2 高さ110cm以上のさくの設置またはそれに代わる進入防止指標
表面	路面		幅120cm以上で、車椅子が転回できる広さを、未端及び50m以内ごとに確保している
照明	明るさ		1 この限りでない
段差	色		傾斜路を併設
立ち上がり部	傾斜の登り口、降り口、乗り場		8%以下
傾斜路	階段を設ける場合		1 2%以下
エレベーター			
傾斜路			1 この限りでない
有効幅	階段又は段に併設する場合 縦断勾配 横断勾配	120cm以上 90cm以上 8%以下 設けない	3 この限りでない
表面	路面		エレベーター、エスカレーターその他の昇降機を併設
照明	明るさ		
水平部分	高さから75cm以上の傾斜路	150cm以上の水平部分	
手すり			
立ち上がり部			

バリアフリー化調査票 (2/4)

転落防止等				◎ の適合率 ○ の適合率	0 0	— —			
さく又は 点字ブロック	転落するおそれのある場所 点状ブロック 線状ブロック 色	JIS T 9251規格	高齢者、障害者等の転落を防止するため設ける 1辺30cm以上、突起の上面の直径12±1.5mm、突起の高さ5±1mm、突起間の距離5.5~6cm±1.5mm 1辺30cm以上、線の長さ27cm以上、線の太さ17±1.5mm、線の高さ5mm±1mm、線間の距離7.5cm±1.5mm 色の明度、色相又は彩度の差を大きくし、容易に識別	◎ ○	— —	— —			
		"		◎ ○	— —	— —			
			全項目適合	◎ の適合率 ○ の適合率	0 0	— —			
屋根付広場	屋根付広場を設ける場合	1ヶ所以上	移動等円滑化岡路との接続		— —	— —			
出入口	…有效幅、 段差	120cm以上 設けない		◎ ○	— —	— —	1 1	80cm以上の有効幅を確保 傾斜路を併設	— —
広さ	広さ 舗装		車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動できる広さを確保 平坦で固くしまっていて、滑りにくい舗装	◎ ○	— —	— —			
			全項目適合	◎ の適合率 ○ の適合率	0 0	— —			
休憩所・ 管理事務所	休憩所を設ける場合 管理事務所を設ける場合	1ヶ所以上 1ヶ所以上	移動等円滑化岡路との接続 移動等円滑化岡路との接続		— —	— —			
出入口	有効幅 戸を設ける場合 段差	120cm以上 80cm以上 設けない	車椅子使用者等が容易に開閉して通過可	◎ ○	— —	— —	1 1	80cm以上の有効幅を確保 傾斜路を併設	— —
カウンター	カウンターを設ける場合	1ヶ所以上 構造 高さ 奥行き	筆記や対話などに考慮し、車椅子使用者等が使用しやすい構造 下端65~70cm程度 上端70~75cm程度 45cm以上	◎ ○	— —	— —	4 4	この限りでない	— —
広さ	広さ スペース 表面 舗装	150×150cm以上	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保 休憩、カウンターのある場所は、車椅子使用者の回転等を考慮 平坦で固くしまっていて、滑りにくい舗装	◎ ○	— —	— —			
トイレ	トイレ	1ヶ所以上	都市公園移動等円滑化基準に適合したバリアフリートイレ設置	◎ ○	— —	— —			
			全項目適合	◎ の適合率 ○ の適合率	0 0	— —			
野外劇場・ 野外音楽堂	野外劇場 野外音楽堂	1ヶ所以上 1ヶ所以上	移動等円滑化岡路との接続 移動等円滑化岡路との接続		— —	— —			
出入口	…有效幅、 段差	120cm以上 設けない		◎ ○	— —	— —	1 1	80cm以上の有効幅を確保 傾斜路を併設	— —
通路	有効幅、 段差 勾配 表面 さく又は 点字ブロック	120cm以上 設けない 段を設ける場合 縦断勾配、 横断勾配 路面	段高は色の明度、色相又は彩度の差を大きくし、段を容易に識別 5%以下、 1%以下 滑りにくい仕上げ 平坦で固くしまっていてる仕上げ 高齢者、障害者等の転落を防止するため設ける	◎ ○	— —	— —	1 1	80cm以上の有効幅を確保 傾斜路を併設	— —
車椅子使用者用観覧スペース	設置数	右記の基準以上 3以上	(200席以下)席数×1/50以上、(200席以上)席数×1/100+2以上 車椅子使用者のグループ利用を考慮	◎ ○	— —	— —			
		固定位置に2以上	同時に車椅子使用者が利用できる専用スペースを固定位置に確保	◎ ○	— —	— —			
便所	施設内にトイレを設ける場合				— —	— —			
車椅子使用者用観覧スペースの構造	便所	1ヶ所以上	都市公園移動等円滑化基準に適合したバリアフリートイレ設置	◎ ○	— —	— —			
広さ 表面 段差 立ち上がり部	幅×奥行き 舗装	90×120cm以上	スペースを確保 平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げ	◎ ○	— —	— —			
さく 手すり サイトライン 同伴者用席	他の観覧席より高い位置にある場合 転落するおそれのある場所 高さ	設けない	床の端部に脱落防止用の立ち上がりを設ける	◎ ○	— —	— —			
			さく等危険防止のための設備を設ける ワイヤ、パイプに十分配慮する	◎ ○	— —	— —			
			前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、ステージ等へのサイトラインを確保	◎ ○	— —	— —			
			車椅子使用者用観覧スペースの横に隣接して設ける	◎ ○	— —	— —	5	できるだけ近い位置に設ける	— —
			全項目適合	◎ の適合率 ○ の適合率	0 0	— —			
駐車場	駐車場を設ける場合	1ヶ所以上	移動等円滑化岡路との接続		— —	— —			
車椅子使用者用駐車施設	設置数	右記の基準以上	(200台以下)台数×1/50以上、(200台以上)台数×1/100+2以上、ただし、大型自動二輪車・普通自動二輪車の専用駐車場においては、必ずしも設置しなくてよい	◎ ○	— —	— —			
幅 段差 表面 屋根 表示	駐車施設と通路の間 舗装	350cm以上 設けない	滑りにくく、平坦な仕上げとする 水勾配が必要な場合を除き、舗装は水平	◎ ○	— —	— —			
	屋根を設ける場合	230cm以上	大型の福祉車両等の対応した有効高さ(梁下高さ等)を確保 駐車施設又は付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示 表示板や看板への塗装等の見やすい方法で、車椅子使用者用駐車施設である旨を表示する	◎ ○	— —	— —			
車椅子使用者以外の障害者等のための駐車施設	表示		車椅子使用者以外の障害者等のための駐車施設を設ける場合 車椅子使用者用駐車施設と区分して、わかりやすく表示	◎ ○	— —	— —			
			全項目適合	◎ の適合率 ○ の適合率	0 0	— —			

第6章参考資料

バリアフリー化調査票（3/4）

便所	便所を設ける場合	1ヶ所以上	移動等円滑化網路との接続	○の適合率 ○の適合率	○の適合率 ○の適合率	○の適合率 ○の適合率
便所全般の基準	施設内にトイレを設ける場合			○の適合率 ○の適合率	○の適合率 ○の適合率	○の適合率 ○の適合率
表示	男女別及び内部の構造、便房内にバリアフリー設備がある場合		便所の出入口付近の視覚障害者がわかりやすい位置に表示	○	—	—
出入口	標識を設置する場合	JIS Z 8210規格	出入り口付近にその旨を表示、便房の外側扉にも、便房内にある設備を表示	○	—	—
	点字		規格に準拠したピクトグラムを基本とする	○	—	—
	有効幅	80cm以上	便所内部の範囲図を示した案内図は点字等による表示や触知案※内図を兼ねたもの	○	—	—
	段差	設けない		○	—	—
表面	路面		滑りにくい仕上げ	※	○	—
男子用小便器	手すりを設けた右記の便器	1ヶ所以上	床面式又はリップ高さ35cm以下の壁掛式小便器	※	○	—
	フック、手荷物棚	設ける	肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置	○	—	—
大便器・便房	腰掛便座	1ヶ所以上	腰掛便座を1以上設置	○	—	—
	便房内		手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したもの	○	—	—
	紙巻器等を設ける場合		利用者の入りに考慮した余裕を確保	○	—	—
	紙巻器		紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状・配置は規格に準処	○	—	—
	洗净ボタン	JIS S 0026規格	便器から前方に10cm以内、上方に15~40cm	○	—	—
	呼び出しボタン		便器から前方に10~20cm、上方に40~55cm	○	—	—
	フック、手荷物棚	設ける	便器から後方に10~20cm、上方に40~55cm	○	—	—
洗面器	高さ	1ヶ所以上	洗净ボタンとの水平距離20~30cm	○	—	—
	蛇口	下端60~65cm程度 上端75cm程度	洗净ボタンとの水平距離20~30cm	○	—	—
	明るさ		センサー式、レバー式などとする	※	○	—
			十分な明るさを確保	○	—	—
パリアフリートイレの設置基準				○の適合率 ○の適合率	○の適合率 ○の適合率	○の適合率 ○の適合率
	公園内に便所を設ける場合	1ヶ所以上	パリアフリートイレを設置した便所か、独立型パリアフリー	※	○	—
	男女共用	1ヶ所以上	トイレとする	○	—	—
	男女共用を設置できない場合		性的マイナリティや異性介助の際などの利用に配慮	○	—	—
			便所の出入口付近、入りやすい位置に設置	○	—	—
パリアフリートイレを設置した便所の基準				○の適合率 ○の適合率	○の適合率 ○の適合率	○の適合率 ○の適合率
表示	標識を設ける場合	JIS Z 8210規格	パリアフリートイレ設置の有無や設備・機能を表示	○	—	—
有効幅	80cm以上		規格に準じたピクトグラムを基本する	○	—	—
段差	設けない			○	—	—
出入口	戸を設ける場合		高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造	○	—	—
	戸を設ける場合		電動式引き戸又は軽い力で操作ができる手動式引き戸、手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式	○	—	—
	広さ	パリアフリートイレに通ずる通路	車椅子使用者の円滑な利便性を確保	○	—	—
	パリアフリートイレの手前		パリアフリートイレに通ずる便所内通路には転回スペースを確保	○	—	—
			転回できる150cm×150cm以上の広さを設ける	○	—	—
パリアフリートイレの基準				○の適合率 ○の適合率	○の適合率 ○の適合率	○の適合率 ○の適合率
標識	便所の出入口	JIS Z 8210規格	便房内にある設備・機能を表示	○	—	—
出入口	段差	設けない	規格に準じたピクトグラムを基本する	○	—	—
	有効幅	80cm以上	高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造	○	—	—
戸	構造		電動式引き戸又は軽い力で操作ができる手動式引き戸、手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式	○	—	—
	握り手、扉等の付属品		椅子使用者の円滑な動作に十分に配慮	○	—	—
	鍵の高さ、構造	60cm~70cm	指の動きが不自由な人でも容易に施錠可、非常時に外から解錠可	○	—	—
	全ての付属品		動作空間に配慮し、戸の開閉動作等の支障にならない配置	○	—	—
	トイレ内		車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保	※	○	—
			各設備を使用できる	○	—	—
広さ	便房の大きさ	直径150cm以上の円	直徑150cm以上の円が内接できるスペースを設け、かつ内法200cm以上×200cm以上(ライニング等(洗面器の背後にある配管収納等)は内法寸法に含めない)	○	—	—
	便房の大きさ(新設の場合)	直徑180cm以上の円	直徑180cm以上の円が内接できるスペースを設け、かつ内法200cm以上×200cm以上(ライニング等(洗面器の背後にある配管収納等)は内法寸法に含めない)	○	—	—
	正面及び側面	設ける	車椅子を近づけて、便器に移乗するためのスペースを設ける	○	—	—
	腰掛便座	42~45cm程度	腰掛け式(洋式)の便器及び手すりを設置	※	○	—
	手すり	JIS T 9282規格	便器を設け、背後に背もたれを設ける	○	—	—
	右記の基準		規格に準拠したものを使用	○	—	—
			太さ2.5~4.5cm、手すりの握り部と壁との距離は3cm以上	○	—	—
			便器に沿った壁面側はL字形、もう一方は十分な強度を持った可動式、手すりの高さは65~70cm程度、左右の間隔は70~75cm、可動式手すりの長さは便器先端と同程度	○	—	—
オストメイト	温水		オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水流器具を設ける	※	○	—
	排泄		温水が出来る洗浄装置を備えた汚物流し	○	—	—
	尿(ストーマ用)		洗浄装置付台の利用しやすい高さに、物を置けるスペースを設置	○	—	—
洗浄ボタン		JIS S 0026規格	ストーマの器具を確認するための鏡を設ける	○	—	—
	紙巻器	JIS S 0026規格	便器から前方に10cm以内、上方に15~40cm	※	○	—
			便器に塵掛けた状態、車椅子に東った状態の双方で利用可	○	—	—

バリアフリー化調査票 (4/4)

			JIS S 0026規格	便器から後方に10~20cm、上方に40~55cm 洗浄ボタンとの水平距離20~30cm 便器に腰掛けた状態、車椅子に乗った状態、転倒した状態でのいずれかとも操作できるように複数設置。音、光等で押したことが確認できる機能を付与。	<input checked="" type="radio"/>	-	-				
	呼出しボタン										
	洗面器	高さ	下端65cm程度 上端75cm程度	よりかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる	<input checked="" type="radio"/>	-	-				
	蛇口			センサー式、レバー式などとする	<input checked="" type="radio"/>	-	-				
	鏡	鏡を設ける場合		車椅子で立位でも使用できるよう、十分な長さを持つ平面鏡	<input checked="" type="radio"/>	-	-				
	フック	荷物掛け		視覚障害者、車椅子使用者に危険のない高さ、形状とし、1以上※は車椅子に座った状態で使用可	<input checked="" type="radio"/>	-	-				
	手荷物置き台	汚物廻しの近く	設ける	ストーブ器具の着具、おむつ交換等に配慮	<input checked="" type="radio"/>	-	-				
	着替え台	汚物廻しの近く	設ける	ベビーチェア及びおむつ交換台	<input checked="" type="radio"/>	-	-				
	乳幼児用設備			車椅子使用者が必要とするスペースを確保しつつ設置	<input checked="" type="radio"/>	-	-				
独立型バリアフリートイレの基準											
「バリアフリートイレを設置した便所の基準」「バリアフリートイレの基準」のうち「広さ」、「腰掛便座」「手すり」及び「オストメイト」の基準を満たす											
全項目適合											
◎の適合率 0 0 -											
○の適合率 0 0 -											
水飲場・ 手洗い場	水飲場を設ける場合	1ヶ所以上	移動等円滑化園路との接続								
	手洗い場を設ける場合	1ヶ所以上	移動等円滑化園路との接続								
構造											
	設ける場合、 広さ	水平部分 150×150cm以上	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造 幼児用の踏み台等を置く場合は、使用方向を考慮し設置	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-				
	高さ	右記のとおり	飲み口までの高さ70~80cm程度。下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上のスペースを確保する。洗面器部分も同様	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-				
	床面		段がなく、平坦で固くしまっている。ぬれても滑りにくい仕上げ。	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-				
全項目適合											
◎の適合率 0 0 -											
○の適合率 0 0 -											
掲示板・ 標識											
掲示板											
配慮、 構造、 表示											
移動等円滑化園路に近接。 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造。 近づきやすい位置・見やすい高さ。 掲示内容が容易に識別できる											
標識											
配置											
	バリフリ適合の特定公園施設の配置を表示した案内サインを設ける場合	1ヶ所以上	移動等円滑化園路に近接。 基準を満たす案内サインを移動等円滑化された出入口に配置	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-				
	位置		基準を満たす案内サインを駐車場付近に配置	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-				
	床面		車椅子利用者の近づきやすい位置	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-				
構造											
	園路上に突き出す場合	下端の高さ 200cm以上	平坦で固くしまってぬれても滑りにくい仕上げ。 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-				
	表示		車椅子利用者の見やすい高さ。	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-				
	位置サイン	国際シンボルマーク又は JIS Z 8210規格	視覚障害者等の通行の支障とならないように配慮	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-				
表示方法											
	点字	JIS T 0921規格	表示内容が容易に識別できる文字の大きさ	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-				
	触知案内図等	JIS T 0922規格	車椅子使用者が利用可能な施設には、左記の「障害のある人が使える設備」により、その旨を表示する。	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-				
表示内容											
	案内サイン	国際シンボルマーク又は JIS Z 8210規格	標準の配色と地色の明度、色相又は彩度の差を大きくする等により容易に識別できる 色覚多様性に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いる	<input checked="" type="radio"/>	-	-	-				
全項目適合											
◎の適合率 0 0 -											
○の適合率 0 0 -											

- 【やむを得ない場合の条件】
- 地形等によりやむを得ない場合
 - やむを得ず設ける場合
 - 両側が壁面の場合
 - 常時動作する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合
 - 隣接して設けられない場合
 - 改修時などで、面積や構造等の制約により、やむを得ず内法200×200cm以上を確保できない場合

(3) 樹木環境調査

樹木調査票					
番号					
基本情報					
コード		名称			
所在地					
開設面積	m ²	種別		設置年	
エリア名					
計画区					
備考					
(1)外周部の状況					
公園外への越境(地点)			競合箇所数		
	車道	歩道	民地	道路施設	架空線
隣接箇所数					
越境地点数					
高木による園内見通しへの影響(地点)			低木による園内見通しへの影響(地点)		
<input type="checkbox"/> 支障なし			<input type="checkbox"/> 支障なし		
<input type="checkbox"/> 2m以下に枝葉			<input type="checkbox"/> 高さが1.2m以上のため見通し不良		
<input type="checkbox"/> 植栽密度高			<input type="checkbox"/> 植栽密度高		
地形による園内見通しへの影響(地点)					
<input type="checkbox"/> 地形が高い、または低い					
(2)園内の状況					
園内の状況(施設等との競合) (地点)		移動円滑化園路周辺の景観(植物の管理状況) (地点)			
A照明設備との競合		a樹形不良			
B安全柵との干渉		b枝葉徒長			
C遊具との干渉		c立木本数過密			
D架空線との干渉		d総合的に景観不良			
E舗装の根上がり		e雑草繁茂			
F特に問題なし		fそのほか			
		g特に問題なし			
移動円滑化園路での見通し(地点)					
a曲がり角などの視界不良					
b園路際の樹木(主として高木)が伸長しているなどによる圧迫感					
c園路際の樹木(主として低木)が伸長しているなどによる圧迫感					
dそのほか					
e特に問題なし					

**公園施設再整備計画
[Re パークプランすいた]
2023▶2032**

令和6年(2024年)3月 発行
吹田市土木部 公園みどり室

<http://www.city.suita.osaka.jp/>

suitable city